



# **史跡恒川官衙遺跡**

## **恒川遺跡群**

郡衙北限溝及びその周辺における発掘調査報告書

2021年3月

長野県飯田市教育委員会



# **史跡恒川官衙遺跡**

## **恒川遺跡群**

郡衙北限溝及びその周辺における発掘調査報告書

2021年3月

長野県飯田市教育委員会



## 序

恒川遺跡群は、奈良時代から平安時代にかけて信濃国の中南に位置した伊那郡を治めていた役所「伊那郡衙」が所在していた遺跡です。

飯田市教育委員会では、昭和 52 年から 56 年まで実施した一般国道 153 号座光寺バイパス工事に先立つ発掘調査により恒川遺跡群内に伊那郡衙が所在することが有力になったことから、昭和 57 年度より国・県の補助金を受け、伊那郡衙の実態を解明するための調査を継続して行つきました。その結果、正倉建物が確認され、遺跡内に伊那郡衙が所在することが確定しました。そこで、平成 25 年 7 月に、これまでの調査の成果や学術的な評価に基づいた上、指定予定地に権利を有する方々と地域住民の皆様方の理解をいただきて、恒川遺跡群の国史跡指定に関する意見具申を行いました。そして、平成 26 年 3 月に、文部科学大臣により「恒川官衙遺跡」として国史跡指定を受けるに至りました。

史跡恒川官衙遺跡では、正倉建物や正倉院を区画する溝、厨家または館と推定される建物など伊那郡衙を構成する遺構がこれまでに確認されています。そして、陶器・墨書き器・瓦・炭化米など郡衙を特徴づける遺物もたくさん出土しています。さらに、史跡恒川官衙遺跡は、律令国家の地方支配の実態を知る上でも重要な位置を占めています。それは、近江国・美濃国から上野国・下野国を経て陸奥国に至る令制東山道の中で、最大の難所であった神坂峠を越えて最初に通過する郡であり、東国への玄関口としての立地特性を持っているからです。

飯田市教育委員会では、この史跡恒川官衙遺跡について平成 26 年・27 年度の 2 カ年で「史跡恒川官衙遺跡保存活用計画」を、平成 28 年・29 年度の 2 カ年で史跡公園整備のための「史跡恒川官衙遺跡整備基本計画」を策定し、史跡の保存と公園整備に向けた準備を進めています。

範囲確認調査についても継続して実施しており、今回の報告書では官衙城の北限を区画する溝が確認された 6 地点の調査結果をまとめました。概要報告書で報告されている 2 次調査 1 区・2 区、39 次調査、42 次調査については再整理を実施しました。また、平成 27 年度の 90 次調査、令和元年度の 101 次調査については、今回が初めての報告となります。いずれの調査でも郡衙北限溝が調査され、その内容が明らかとなりました。これらの調査で得られた成果を公園整備に生かし、多くの皆さんに活用していくだけの場となるよう、一層の努力を傾けてまいります。

最後となりましたが、調査の実施に際してご理解とご協力をいただきました地元の皆様、専門的な見地から指導・助言をいただきました史跡恒川官衙遺跡専門委員会はじめとする関係者の皆様方に対しまして、厚くお礼を申し上げます。また、今後も引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

飯田市教育委員会

教育長 代田 昭久

## 例　言

1. 本書は、長野県飯田市座光寺地区に所在する史跡恒川官衙遺跡及び埋蔵文化財包蔵地恒川遺跡群内の北側で実施した発掘調査の報告書である。
2. 本事業は国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受けて、飯田市教育委員会が実施した。
3. 本報告書にかかる各次調査の実施年度は以下のとおりである。なお、2次・39次・42次調査については概要報告書が発行されており、遺構・遺物について再整理して掲載した。

昭和 57 年度	2 次調査（1 区 座光寺 4767-8・2 区 4824-2 地点）保存目的調査
平成 8 年度	39 次調査（座光寺 4824-2 地点）個人住宅建設に係る緊急発掘調査
平成 10 年度	42 次調査（座光寺 4767-7 地点）個人住宅建設に係る緊急発掘調査
平成 27 年度	90 次調査（座光寺 4817-1 地点）保存目的調査
令和元年度	101 次調査（座光寺 4767-8 地点）保存目的調査
4. 遺跡の北端で確認された SD009 に対しては、これまでその立地・形態から「郡衙北限溝」の名称を使用しているが、本報告書でもその名称で記述している。
5. 遺構には、文化庁文化財部記念物課 2010 「発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－」に基づき以下の略号を用いた。遺構番号は 91 次調査までは地籍毎に通し番号としてきたが、92 次調査以降は調査地点毎に暫定的に通し番号を付すこととした。2 次・39 次・42 次・90 次では「恒川遺跡群 新屋敷地籍」での通し番号として調査時に付された番号をそのまま使用している。なお、郡衙北限溝については、101 次調査も含め SD009 で統一した。

縦穴建物-SI、掘立柱建物-SB、溝-SD、自然流路-NR、土坑-SK、柱穴-SK、穴-SP
--
6. 調査位置は、世界測地系による飯田市新埋蔵文化財基準メッシュ図（以下「基準メッシュ」とする）に基づき設定した。なお、2 次・39 次については平板測量、42 次については日本測地系による飯田市埋蔵文化財基準メッシュ図に基づき設定されていたが、補正して新基準メッシュ図に合わせた。各調査次の区画番号は以下のとおりである。

2 次 2 区・39 次・90 次 : LC75 04-33	2 次 1 区 : LC75 03-32 04-25・33
42 次 : LC75 03-32・40	101 次 : LC75 04-25・33
7. 土層の色調・土性については、小山正忠・竹原秀夫 2005 「新版 標準土色帳」を用いた。
8. 本書に係わる図面整理は、調査員・整理作業員の協力により山下誠一が行った。遺物実測は山下・松本恭子・木下由紀子・関島真由美が行った。
9. 本書の執筆・編集は、発掘担当者と協議の上、山下が主に行い、第Ⅳ章の執筆及び全体の加筆修正については坂井勇雄が行い、馬場保之が校閲した。
10. 遺構写真撮影は各調査担当者が行い、遺物写真は西大寺フォトが撮影した。
11. 調査にあたり、基準点設置は㈱ジャステック、㈲エムツクリエーション、㈱小林コンサルタント、空中写真撮影は㈱小林コンサルタントに委託して実施した。
12. 本書に関連した出土遺物および図面・写真類は、飯田市教育委員会が管理し、飯田市考古資料館および飯田市上郷考古博物館で保管している。

## 目 次

序	3 遺物の出土状況	81
例言	4 溝の掘削時期とその廃絶時期	83
<b>本文目次</b>	5 郡衙北限溝（SD009）の性格	84
<b>第Ⅰ章 遺跡の位置と環境</b>	6 郡衙北限溝（SD009）がもつ重要性	85
第1節 地理的環境	第2節 正倉院北側エリアの保存整備	
1 昭和50年代以前の恒川遺跡群	1 正倉院北側エリアの整備	85
2 国道153号座光寺バイパス調査以後の恒川 遺跡群		
3 国史跡指定後の恒川遺跡群	<b>引用・参考文献</b>	
第2節 調査の体制と方法	<b>報告書抄録</b>	
1 調査体制	<b>図目次</b>	
2 恒川遺跡群における調査方法	図1 恒川遺跡群の位置	2
<b>第Ⅲ章 郡衙北限溝及びその周辺における調査</b>	図2 史跡恒川官衙遺跡周辺調査区位置図	6
第1節 恒川遺跡群北側での調査概要	図3 グリッド設定図	10
1 1次調査	図4 郡衙北限溝及び周辺調査区位置図	14
2 2次調査	図5 2次調査1区遺構分布図	18
3 39次調査	図6 NR030-SI065	19
4 42次調査	図7 SD009	20
5 90次調査	図8 2次調査1区出土遺物	21
6 101次調査	図9 2次調査2区(39次調査)遺構分布図	24
第2節 調査の詳細	図10 基本層序	25
1 2次調査1区	図11 SD008-009-034-035	26
2 2次調査2区	図12 SD025	27
3 39次調査	図13 SB023	28
4 42次調査	図14 SI061-064	29
5 90次調査	図15 SI062	29
6 101次調査	図16 SI063	30
<b>第Ⅳ章まとめ</b>	図17 SX021	30
第1節 郡衙北限溝（SD009）について	図18 柱穴	30
1 立地	図19 2次調査2区出土遺物(1)	32
2 規模	図20 2次調査2区出土遺物(2)	33
	図21 2次調査2区出土遺物(3)	34
	図22 2次調査2区出土遺物(4)	35
	図23 2次調査2区出土遺物(5)	36

図24	2次調査2区出土遺物(6).....	37
図25	2次調査2区出土遺物(7).....	38
図26	2次調査2区出土遺物(8).....	39
図27	2次調査2区出土遺物(9).....	40
図28	42次調査遺構分布図.....	44
図29	42次調査1区.....	45
図30	42次調査2区.....	45
図31	42次調査出土遺物.....	46
図32	90次調査遺構分布図.....	48
図33	基本層序.....	49
図34	SD009.....	49
図35	SD024.....	50
図36	SK042.....	50
図37	柱穴.....	50
図38	90次調査出土遺物.....	51
図39	101次調査遺構分布図（上層）.....	54
図40	基本層序.....	55
図41	NR001.....	56
図42	SS002.....	56
図43	101次調査遺構分布図（下層）.....	57
図44	SD004.....	58
図45	SD009.....	59
図46	SD027.....	60
図47	SD028.....	60
図48	SD029.....	61
図49	SB007、SI005・006・066・067 .....	62
図50	SK010・011・012、SP003・008 .....	64
図51	101次調査出土遺物(1) .....	65
図52	101次調査出土遺物(2) .....	66
図53	101次調査出土遺物(3) .....	67
図54	恒川遺跡群周辺の地形.....	78
図55	伊那郡衙関連遺構（北側）分布図.....	80
図56	官衙関連遺物（陶器）分布図.....	82
図57	官衙関連遺物（墨書き土器等）分布図.....	83
図58	整備計画対象地のゾーニング.....	86
図59	正倉院北側エリア公園整備計画図.....	87

## 第Ⅰ章 遺跡の位置と環境

### 第1節 地理的環境

恒川遺跡群は長野県飯田市に所在する（図1）。飯田市は県南部の伊那谷の南端に位置し、中央部には諏訪湖を源とする天竜川が南流する。この伊那谷の地形は、伊那・木曾両山脈の形成に関わる断層地塊運動に伴い成立した南北に細長い盆地と、山脈からの扇状地、及び天竜川の西側を併走する比高差約50mに及ぶ段丘崖に特徴づけられる。更に天竜川の西側を中心に、段丘と断層崖が階段状に連なり、それらが天竜川支流河川の浸食谷によって分断された地形をなす。こうした地形は「田切地形」と呼ばれ、浸食谷は行政境や地区境となっている。これらの段丘は、堆積した火山灰土を基準に、高位面・高位段丘・中位段丘・低位段丘I・低位段丘IIの5段階に区分されている（下伊那地質誌編集委員会1976）。

恒川遺跡群は、飯田市北部の座光寺地区に所在する。地区の北側は下伊那郡高森町、東側は天竜川を挟んで同郡喬木村に接している。地区内の地形は山間部を除き、標高470～600m前後の中位段丘及び低位段丘I（以下「上位段丘」という）と、標高400～450mの低位段丘II（以下「下位段丘」という）とに大別される。

上位段丘は木曾山脈からの大規模な扇状地が発達し、扇端から段丘縁辺にかけては小河川の開析により地形の変化が著しい。特に、地区を横断する北部の南大島川、南部の土曾川・柄ヶ洞川の開析谷の浸食は著しく、下流域には扇状地が発達する。一方、下位段丘は地区の南部で低位段丘IIに属する小段丘面が数段明瞭に観察されるものの、北部は南大島川の扇状地により段丘面が不明瞭になっている。

恒川遺跡群は低位段丘IIの最上段の段丘面上に立地し、遺跡群の北部は南大島川に起因する扇状地が発達するため段丘面が不明瞭になっているものの、南部は前述の小段丘面が残存するなど変化に富んだ地形を呈している。遺跡の標高は約420～438mで、北西から南東へ緩やかに傾斜する比較的平坦な地形をなしている。遺跡群の北は南大島川の旧河道と推定される窪地により、南は田中・倉垣外地籍南側の湿地帯、東西は段丘崖によって画されており、その範囲は東西約800m、南北約700m、面積は約34haの広がりを持つ。

### 第2節 歴史的環境

座光寺地区には、埋蔵文化財包蔵地が濃密に分布している。恒川遺跡群が立地する座光寺地区にかかる歴史環境を、考古学的事実から通観する。地区的地形的特徴が遺跡立地に大きく関わっており、上位段丘と下位段丘では遺跡の分布や性格が異なる。上位段丘には縄文時代から弥生時代にかけての遺跡が多く、特に山麓部には大正時代に鳥居龍藏の調査で知られた大門原遺跡等の縄文時代の遺跡が集中する。また、扇端から上位段丘の段丘端部にかけては弥生時代後期の標式遺跡である座光寺原遺跡や中島遺跡がある。一方、下位段丘には縄文時代から近世にかけての遺跡が複合し、時代ごとに立地が若干異なる。

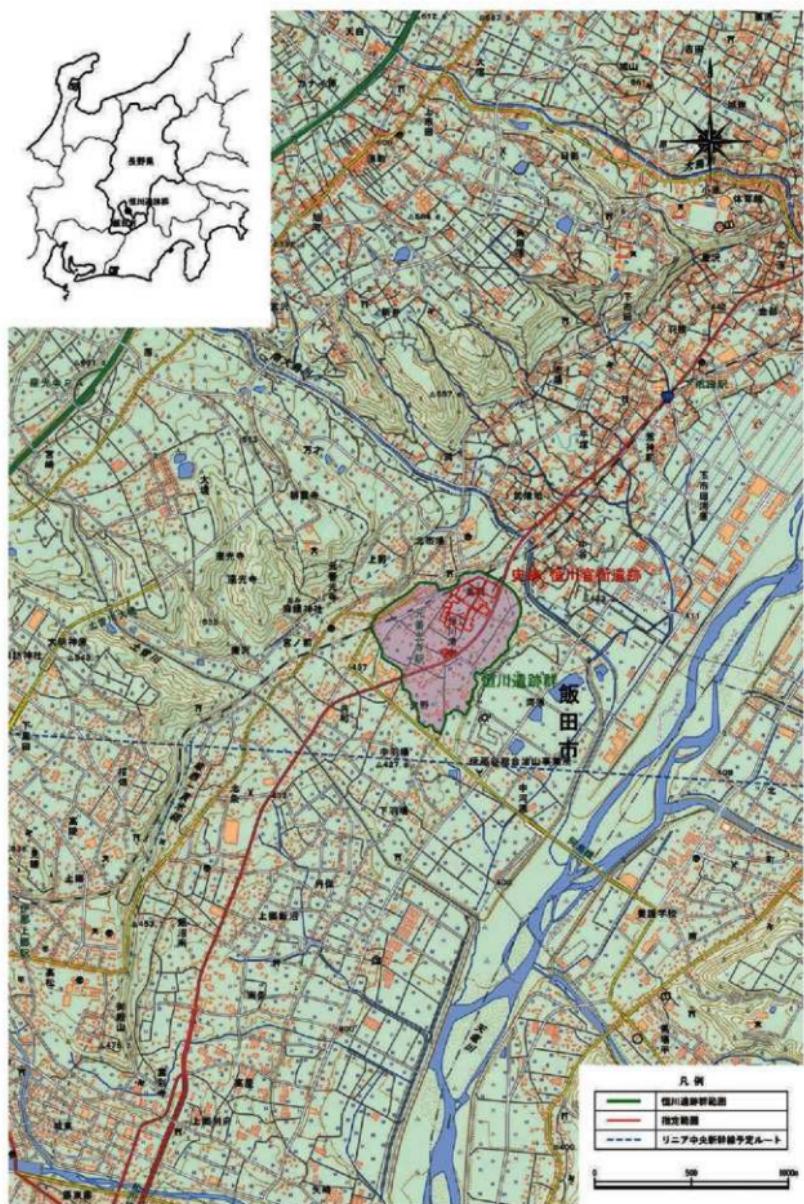


図1 恒川遺跡群の位置

旧石器時代の遺跡は上位段丘においては確認されていないが、下位段丘には終末から縄文時代草創期にかけての遺跡として新井原・石行遺跡で有舌尖頭器が出土している。

縄文時代に入ると、草創期の土器片が美女遺跡から出土し、早期前半の堅穴建物 11 軒が同じく美女遺跡で調査された。続く早期中葉の押型文土器が美女遺跡・半の木遺跡・大門原遺跡などから出土している。早期後葉～終末の状況をみると、中羽場遺跡・美女遺跡・半の木遺跡から遺構・遺物が確認されている。中期に入ると爆発的に集落が増加し、上位丘面や扇状地に大門原遺跡や宮崎上遺跡などで集落が確認されている。下位段丘面でも新井原・石行遺跡で集落が調査されている。後晩期は断片的な資料が多く、山中の大釜遺跡等で遺物が出土し、新井原・石行遺跡では堅穴建物と土坑群が確認されている。恒川遺跡群では、新屋敷地籍内より早期の土器集中区や土坑群、中期後葉の集落の一部が確認されている。

弥生時代は、中期までは主に下位段丘面に集落が営まれ、後期になると遺跡数が急増し、高燥な台地上へ集落が広がる。人口増と生産手段の発達や、畑作と稻作による複合農業を生産基盤としたことが背景として考えられる。後期前半では座光寺原遺跡や大門原遺跡、後半では座光寺中島遺跡・宮崎上遺跡等の調査例がある。座光寺中島遺跡は近年の調査で大規模な集落であることが改めて確認された。恒川遺跡群では、中期後葉から後期終末まで継続する当地方を代表する拠点的大集落が営まれる。時期毎に集落域が異なり、比較的広い台地を移動していたことが分かる。

古墳時代は、飯田市域では馬匹文化の受容により、5世紀後半から6世紀にかけて22基の前方後円墳と5基の帆立貝形古墳が築造されたが、これらの古墳を「飯田古墳群」と総称している。この古墳群は5つの単位群（座光寺・上郷・松尾・竜丘・川路）に分けることができ、座光寺地域が北限である（飯田市教委 2012）。これらの古墳のうち13基が平成28年10月3日に国史跡に指定された。

座光寺単位群では、新井原・高岡古墳群内で5世紀中頃から後半にかけて馬の埋葬土坑が7基確認されている。5世紀後半には新井原12号古墳（帆立貝形古墳）、6世紀には北本城古墳・国史跡高岡第1号古墳（以上、前方後円墳）と有力者の墳墓が連続する。北本城古墳・国史跡高岡第1号古墳及び畦地1号古墳（円墳）に見られる埋葬施設は、朝鮮半島との関連が推定される堅穴系横口式石室であるという特徴がみられ、同形態の石室は座光寺単位群に限られる。なお、畦地1号古墳からは銀製長鎖式垂飾付耳飾が出土しており、朝鮮半島との関係が強い地域であった。しかし、6世紀前半に築造された高岡第1号古墳をもって、座光寺単位群での前方後円墳の築造は終息する。

6世紀後半には、松尾単位群と竜丘単位群の前方後円墳に畿内系の両袖式横穴式石室が採用されるのと相前後して、前方後円墳築造が両単位群に集約される。座光寺単位群では、直径30m前後の円墳である石塚1・2号墳がこの段階に築造された。両古墳の横穴式石室は、前方後円墳の石室に匹敵する規模を有するものの、5世紀以来の古墳立地とは大きく異なる段丘崖下に築造される。その他の古墳は、直径20m以下の円墳が主体となり、5世紀以来の墓域のみならず、小河川沿いの傾斜地に小規模な古墳が複数築造される。

古墳時代は前期集落が少ないが、古墳時代中期後半から後期にかけて集落が増える。下位段丘では、恒川遺跡群において弥生時代から続く集落の展開がみられる。ここでは若干の断絶する時期はあるものの、4世紀前半を始期として7世紀末までは継続する集落が営まれる市内では数少ない例である。

奈良・平安時代の座光寺地区を含む飯田下伊那地域は、古代においては信濃国10郡のうち伊那郡に

含まれる。上位段丘では断片的な資料が得られているのみではっきりとした集落の様相が分かっていないが、下位段丘の恒川遺跡群では、昭和 52 (1977) 年の国道 153 号の座光寺バイパス建設工事に先立つ調査において、縄文時代から近世にかけての遺構・遺物が多数検出された。中でも、奈良・平安時代では、遺構として掘立柱建物や礎石建物、遺物として和同開珎銀鏡、多数の陶硯や縁軸陶器などが出土し、官衙的性格を有することが注目された。飯田市教育委員会では恒川遺跡群内に古代伊那郡衙が所在すると推定し、昭和 57 年度から郡衙の範囲と内容を確認するための調査を始めた。その結果、新屋敷地籍、薬師垣外地籍、阿弥陀垣外地籍を中心に、正倉をはじめ、正倉院外周区画溝、官衙の北限と見られる郡衙北限溝、官衙に関係する諸遺構、祭祀遺構などを検出し、伊那郡衙の所在が明らかになった。

正倉院建物にみる正倉院の変遷時期について、I 期からIV 期の変遷が想定される。I 期は 7 世紀後半で、本格的な正倉の成立以前で規模は小さかったと考えられる。II 期は 8 世紀前半で、正倉の計画的な造営が認められる段階である。正倉院外周区画溝について北東辺は未確認ではあるが、正倉院は長辺 215 m、短辺 150 m で、北側にある高岡第 1 号古墳を避けて台形状の区画を呈し、桁行 4 間、梁行 3 間の総柱掘立柱建物がほぼ等間隔で並列に配置される。III 期は 8 世紀後半から 9 世紀代で、掘立柱建物と同じ場所に礎石建物が造られたと考えられるが、礎石が抜き取られている例が多い。また、正倉院外周区画溝を中心とする瓦の出土が確認され、瓦葺の倉庫が存在した可能性がある。IV 期は 9 世紀末から 10 世紀前半で、II・III 期のような規則的な建物配置は見られなくなり、正倉院外周区画溝も確認されていない。

正倉院から南西 250 m の地点にある「恒川清水」周辺では、国道 153 号の道路敷から、人形、馬形、童車など奈良時代の遺物が出土しており、清水を中心とした祭祀空間が存在したと考えられる。

出土遺物としては、奈良三彩や、畿内系土器など多数の土器があり、中でも陶硯の存在が注目される。圜足硯を主体とする専用硯が多数出土しており、長野県内の専用硯出土量の約 25% を占めている。時期としては 8 世紀を中心で、9 世紀には減少している。墨書き土器の出土も顕著で、「厨」「官」等と記されたものが出土している。また正倉を区画する溝からは軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦などが出土しており、瓦葺の正倉があったことを示唆している。さらに、炭化穀類も出土し、糊粒が一定方向に揃う糊殻の付いた稲穂の塊（穎穂）と揃わない稲穂（穀穂）の塊及び玄米状態の单粒、そして糊殻が付着しない握り飯状の塊の 4 種類が存在し、握り飯状の塊については糊の可能性が考えられている。その他に炭化雜穀（粟）の塊も出土している。

なお、恒川遺跡群の周辺には郡衙に関連する遺跡が点在する。恒川遺跡群の北西に接する古瀬平遺跡や元善光寺境内からは布目瓦が出土している。また、遺跡から北西へ約 400 m の位置には金井原瓦窯跡があり、瓦窯 1 基・工房跡 2 基が調査されている。出土軒丸瓦は西三河の北野庵寺で出土しているものと類似し、8 世紀中頃に比定されている。正倉院外周区画溝などから出土した瓦とは同一ではないが、下伊那郡高森町の古瀬遺跡の堅穴建物のカマド構築材として使われた瓦とは同范関係にある。これらの遺跡・遺物のあり方から、元善光寺から古瀬平遺跡を含む一帯には『日本三代実録』に見られる定額寺である、信濃国伊那郡寂光寺の存在が推定されている。

恒川遺跡群の北側に隣接する新井原・石行遺跡は、古墳時代から中近世にかけての墓域であり、古墳のほか火葬墓・土葬墓・馬墓・集石墓等が確認されている。このうち 9 世紀後半から 10 世紀にかけての墳墓群では、土葬墓と火葬墓が確認され、出土遺物から土葬墓が 9 世紀後半、火葬墓は 10 世紀と推定されている。墓からは縁軸陶器・灰軸陶器・朱墨バレット等の副葬品が出土し、9 世紀後半以降に比

定される区画施設と考えられる溝跡からは7世紀末～8世紀初頭頃の押出仏が出土している。こうした状況から伊那郡衙官人層の墓域の可能性が指摘されている。

中世になると、郡衙の機能を喪失した後、この郡衙のあった一帯は、文献史料から根間家領の莊園である「郡戸庄」に含まれていたと推定される。市内におけるこの時期の遺構の事例は少ないが、恒川遺跡群内には「がにが城」等の地名が残り、中世の堅穴建物や掘立柱建物、城館の堀のある溝、室町時代と推定される宝篋印塔や五輪塔がみられることから、郡衙廃絶後も集落が存続していたことが判明している。

天文13（1544）年からはじまる武田晴信の伊那郡侵攻により、伊那郡全域が武田氏の支配下に入る。また、天正10（1582）年の織田氏による武田討伐後、伊那郡は織田氏の支配地となるものの、本能寺の変により甲斐・信濃両国は大混乱に陥り、伊那郡でも徳川・北条・上杉氏による争奪戦が繰り広げられた。一旦は徳川氏が支配するものの、徳川氏の関東移封に伴い、豊臣氏家臣の毛利秀頼が伊那郡を支配した。飯田市内にはこの時期の城館跡が数多くあるが、座光寺地域の南本城城跡は、大規模な堀切と複数の郭を複雑に巡らす臨戦的な山城であり、構造の複雑さから有力大名の関与が推定されている（飯田市教委 2011）。伊那郡支配を巡る抗争の激しさを反映した山城として注目される。

江戸時代は、慶長6（1601）年、江戸幕府により小笠原秀政が飯田城に封じられ、飯田藩が成立する。これ以後、座光寺は幕末まで飯田藩領となった。正徳5（1715）年の梅雨の末期に発生した未満水は、伊那谷有史以来の大洪水といわれており、座光寺地区では恒川遺跡群周辺で数10cmに及ぶ洪水砂の堆積が確認でき、江戸時代の生活面がそのまま埋没している。この時代には天竜川沿いの沖積地で新田開発と治水工事がすすめられ、長野県史跡「座光寺の石川除」は、文政11（1823）年から天保2（1831）年にかけて築造された天竜川と南大島川合流点の石積みの堤防である。

座光寺村は昭和31（1956）年に飯田市他との合併により廃止され、現在の飯田市座光寺となった。

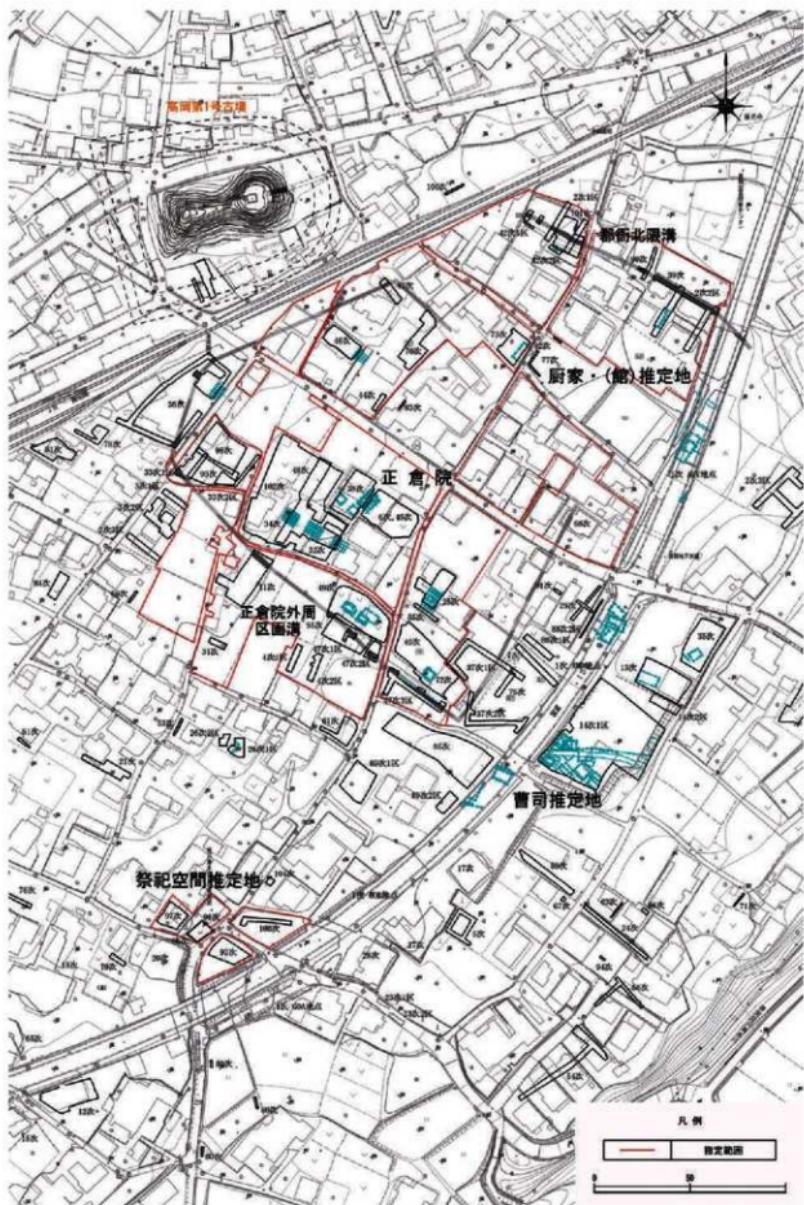


図2 史跡恒川官衙遺跡周辺調査区位置図

## 第Ⅱ章 調査の経過と方法

### 第1節 恒川遺跡群の調査経過

#### 1. 昭和50年代以前の恒川遺跡群

恒川遺跡群は古くから土器が拾える場所として知られており、地元住民によって土器や石器などの遺物が数多く採集されていた。大正10（1921）年から12（1923）年にかけては、下伊那教育会による下伊那郡内の考古資料調査が始まり、座光寺地区内でも古墳出土遺物や恒川遺跡群内から出土した土器類の調査が行われている。

本格的な研究活動は太平洋戦争後から始まり、昭和36（1961）年に下伊那誌編纂会によって刊行された下伊那誌第4巻に市村成人による「伊那の郡家」の論考が掲載されている。ここでは莊園の地名である「郡戸莊」の語源や高岡第1号古墳をはじめとする古墳群の存在、「日本三代実録」に記述がみられる「信濃国伊奈郡寂光寺」の存在から、律令期の伊那郡衙及び寂光寺の所在地を座光寺地区と推測しており、「伊那郡衙」について初めて触れた論考であった（下伊那誌編纂会 1961）。

#### 2. 国道153号座光寺バイパス調査以後の恒川遺跡群

市村の指摘からおよそ20年後の昭和52（1977）年より、飯田市教育委員会は国道153号座光寺バイパス建設に先立つ恒川遺跡群の発掘調査（1次調査）を開始した。この調査は昭和56年まで続き、「恒川遺跡群」の名を世に広める契機となった。調査では、縄文時代から中近世にかけての遺構・遺物が確認され、市内屈指の複合遺跡の様相が明らかになった。特に、奈良・平安時代については、掘立柱建物群や和同開珎銀錢、多数の陶窯、縄釉陶器等の官衙の性格をうかがわせる遺構・遺物の出土がみられ、恒川遺跡群が官衙遺跡である可能性が高まった。

この発掘調査の結果をうけ、飯田市教育委員会は昭和57（1982）年より遺跡の全容解明と伊那郡衙の発見に向けた範囲確認調査を開始した。調査では、郡衙に関連する正倉・正倉院外周区画溝、厨家・館等の可能性のある遺構が確認され、恒川遺跡群に伊那郡衙が所在することが実証された。なお、近年は、未だその所在場所が明らかになっていない「郡庁」の確認が調査における最優先課題となっている。

遺跡内を南北に縱断する国道153号座光寺バイパス完成に伴い、沿線の開発も急速に進み、昭和60年代以降は記録保存を目的とする緊急発掘調査も急激に増加した。今後も近接する上郷地区でリニア中央新幹線長野県駅やアクセス道路等の大型公共事業が予定されており、座光寺地区でも周辺開発の動向の変化に伴う緊急発掘調査の増加が予想される。

#### 3. 国史跡指定後の恒川遺跡群

昭和50年代の国道153号座光寺バイパス建設工事に先立つ発掘調査とこれに引き続いで行ってきた範囲確認調査により、遺跡内には奈良・平安時代における信濃国伊那郡を治めた伊那郡衙が存在することが明らかになった。これまでの成果をうけ、平成26年3月18日、38,146.43m<sup>2</sup>の範囲が「恒川官衙遺跡」として国史跡に指定され、さらに平成28年10月3日、2,055.72m<sup>2</sup>の範囲が追加指定された（図2）。

飯田市教育委員会では、平成28年3月に「史跡恒川官衙遺跡保存活用計画」、平成30年3月に「史跡恒川官衙遺跡整備基本計画」を策定し、史跡内での公園整備を地域と連携して進めている。計画策定と並行して、平成28年度より史跡指定地の内、正倉院や恒川清水を中心とした範囲について公有地化を進めており、現在公有化された指定地の中で、史跡公園整備を進めるための情報収集を目的とした保存目的調査を継続的に実施している。

## 第2節 調査の体制と方法

### 1. 調査体制

調査は飯田市教育委員会の直営事業として行い、文化財担当職員が調査を担当した。調査では、文化庁、長野県教育委員会、史跡恒川官衙遺跡専門委員会をはじめとする有識者による現地指導を受けた。

#### (1) 指導・助言

文化庁

長野県教育委員会文化財・生涯学習課

史跡恒川官衙遺跡専門委員会

市澤英利（飯田市上郷考古博物館館長）

小林正春（長野県考古学会長）

佐々木邦博（信州大学農学部特任教授）

箱崎和久（独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺構研究室長）

山中敏史（独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所名誉研究員）

#### (2) 事務局

##### 【昭和57年度】

教育長 林 研二

教育次長 福井 実

社会教育課長 竹村宗丘

課長補佐 牛木 繁

文化係長 池田明人

文化係 小林正春

##### 【平成8年度】

教育長 小林恭之助

教育次長 亀割正夫

博物館課長 矢沢与平

埋蔵文化財係長 小林正春

埋蔵文化財係 吉川 豊 山下誠一 馬場保之 吉川金利 下平博行 伊藤尚志

福澤好晃 佐々木嘉和

庶務係 牧内 功

## 【平成 10 年度】

教育長 小林恭之助  
 教育次長 関口和雄  
 博物館課長 小畠伊之助  
 埋蔵文化財係長 小林正春  
 埋蔵文化財係 吉川 豊 山下誠一 馬場保之 吉川金利 下平博行 伊藤尚志  
 福澤好晃 佐々木嘉和  
 庶務係 牧内 功

## 【平成 27 年度】

教育長 伊澤宏爾（～平成 27 年 12 月 26 日）  
 教育長職務代理 小林正佳（平成 27 年 12 月 27 日～平成 28 年 3 月 31 日）  
 教育次長 三浦伸一  
 生涯学習・スポーツ課 文化財担当課長 松下 徹  
 課長補佐兼文化財保護係長 馬場保之  
 文化財活用係長 下平博行  
 文化財担当専門主査 吉川 豊  
 文化財活用係 澄谷恵美子 坂井勇雄 羽生俊郎  
 文化財保護係 下島裕子 木下正史 山下誠一

## 【令和元年度】

教育長 代田昭久  
 教育次長 今村和男  
 生涯学習・スポーツ課 文化財担当課長 馬場保之  
 課長補佐兼文化財用地担当技幹 関島隆夫  
 課長補佐兼文化財保護係長 下平博行  
 文化財活用係長 伊藤尚志  
 文化財活用担当専門主査 坂井勇雄  
 文化財活用係 澄谷恵美子  
 文化財保護係 羽生俊郎 村山博則 春日宇光 佐々木佑里香  
 福井優希 山下誠一

## 【令和 2 年度】

教育長 代田昭久  
 教育次長 今村和男  
 生涯学習・スポーツ課 文化財担当課長 馬場保之  
 課長補佐兼文化財担当主幹 宮澤貴子（10 月 1 日～）  
 課長補佐兼文化財用地担当技幹 関島隆夫  
 課長補佐兼文化財保護係長 下平博行  
 課長補佐兼文化財活用係長 伊藤尚志（～令和 3 年 2 月 14 日）  
 文化財活用係長 坂井勇雄（令和 3 年 2 月 15 日～）  
 文化財活用係 羽生俊郎 西脇 充（令和 3 年 2 月 15 日～）  
 文化財保護係 澄谷恵美子 村山博則（～9 月 30 日） 春日宇光  
 佐々木佑里香



図3 グリッド設定図

## 2. 恒川遺跡群における調査方法

### (1) 遺跡名・調査地点及び遺構表記の方法

これまでの恒川遺跡群の調査では、遺跡内の地籍名（「池田（IKD）」「田中倉垣外（TNA・KUR）」「恒川 A（GOA）」「白山（SRY）」「薬師垣外（YKS）」「阿弥陀垣外（AMD）」「新屋敷（ARY）」）に基づき、地籍ごとに調査地番や遺構番号を付加（例 YKS3450）してきた。平成9（1997）年度からは遺構名称について、県内での情報共有を考慮し（財）長野県埋蔵文化財センター使用の遺構略号を採用することとした（例 堅穴建物は SB）。しかし、調査地点の増加にともない、図面上での地点の特定が困難になってきたため、平成25（2013）年度より、調査地番・調査個所については調査年度の古い順から「1次調査区」のように通し番号で示し、図面上では「〇次」と略記するように改めた。遺構番号についても、平成28年度より調査地点毎に暫定的に通し番号を付すこととし、遺構略号も文化庁刊行の『発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－』に掲載の遺構略号に準じて使用している。

### (2) 調査区の設定（図3）

調査にあたっての調査区の設定は、昭和52年から平成4年まで調査区ごとに任意に設定したグリッドを用いているが、平成5年度から平成17年度までは日本測地系による飯田市埋蔵文化財基準メッシュ図に基づいてグリッド設定を行い、平成18年度からは世界測地系による飯田市新埋蔵文化財基準メッシュ図を使用している。なお、任意設定の調査区と日本測地系及び世界測地系を用いた調査区との図面の整合は、任意設定調査区については方位及び重複遺構、建物、道路位置を基に、日本測地系については座標の変換を行い、世界測地系の基準メッシュ図にすべて置き換えている。

### (3) グリッドの設定

基準メッシュ図は1:50000 大縮図地形図（国土基本図）の区画に準じ、以下のとおり区画した。

- ① 基準メッシュ図の1図葉は、昭和43年建設省告示第3059号に示す平面直角座標系による「横メルカトル図法」とした。
- ② 座標系のY軸およびX軸を基準として、南北300km東西160kmを含む地域を、30km×40kmの長方形に分割して区画を定め、例えばLCのようにアルファベット大文字の組み合わせにより区画名を表示した。
- ③ 30km×40kmの長方形区画を100等分して3km×4kmの1:5000図葉に相当する区画に分割する。1:5000図葉はアラビア数字で区画番号を定め、座標系の区画を横線に結んだ後に続けて、例えばLC-75のように表示した。
- ④ 1:5000図葉を25等分して、0.6km×0.8kmの長方形小区画に分割し、LC-75-03のように表示した。
- ⑤ 0.6km×0.8kmの長方形小区画を48分して、100m×100mの正方形区画に分割し、区画番号はLC-75-03-40のように表示した。

上記100m×100mの正方形区画を2500等分して、2m×2mの正方形小区画（グリッド）に分

割した。区画の名称は正方形区画の南から北に向かって CA～CY・DA～DY（平成 5 年度から平成 17 年度までは AA～AY・BA～BY）、西から東に向かって 0～49 とし、例えば DE19 のように表示することとした。遺構検出及び遺物の取り上げの際には、各グリッドに付した番号を用いて記録等を行っている。

#### (4) 遺構の調査方法

耕作土等の表土は重機（ミニバック～0.25m 程度）若しくは手作業により除去した。以下の層については、これまで把握している各調査位置周辺の土層堆積状況に基づき、手作業で掘り下げ遺構検出作業を行った。

保存目的調査の場合、遺構の性格や時期の判別、重複関係を検証することを目的とし、検出した遺構についての掘り下げは最小限に留めている。なお、各層位や遺構を掘り下げた箇所では、遺物の取り上げを行った。

緊急調査の場合は、遺構の破壊が必至であるため、記録保存を目的にした遺構の完掘及び遺物の取り上げを行っている。

#### (5) 遺構の記録

遺構の実測にあたっては、1 次調査の際は遠方測量を用い、それ以降の調査では平板測量を使用した。しかし、前述のとおり、平成 5 年度から日本測地系、平成 18 年度から世界測地系に基づく基準メッシュ図を作成し、これに基づき GPS によるグリッド設定によって測量を行っている。実測等は、この 2m 四方のグリッドを基準に原則として調査員・作業員が 1/20 及び 1/10 缩尺を中心に行った。写真記録は随時 35mm 一眼レフカメラ・デジタル一眼レフカメラ（101 次調査以降）を用いて撮影した。101 次調査については、ドローンを使用した空中写真撮影を委託実施した。



重機作業（101 次調査）



調査風景（90 次調査）



埋め戻し作業（101 次調査）

#### (6) 遺跡の保護

調査で検出した遺構及び遺構検出面については、山砂で覆って保護層としたうえで埋め戻しを行った。

### (7) 整理等作業

飯田市考古資料館で整理作業を行い、図面、写真類の整理、出土遺物の洗浄・注記・復元を順次行い、遺物実測・拓本作業、遺物・遺構図版の作成、原稿の執筆を経て本報告書を作成した。



整理作業（飯田市考古資料館）



整理作業（同左）

### (8) 遺物・図面類の保管

恒川遺跡群出土遺物のうち、1次調査の一部は飯田市美術博物館で常設展示しており、長野県宝に指定された和同開珎銀鏡及び富本鏡（寄託資料）も同館に保管され、レプリカが常設展示されている。また、国立歴史民俗博物館や、大阪府立弥生文化博物館には弥生時代の石器が貸し出されており、常設展示されている。その他の出土遺物については飯田市考古資料館に収蔵している。

調査図面及び写真類は、全て飯田市考古資料館に保管している。

なお、昭和47（1972）年に調査された池田地籍の出土遺物に関しては、座光寺地域の麻績史料館にその一部が展示・保管されている。

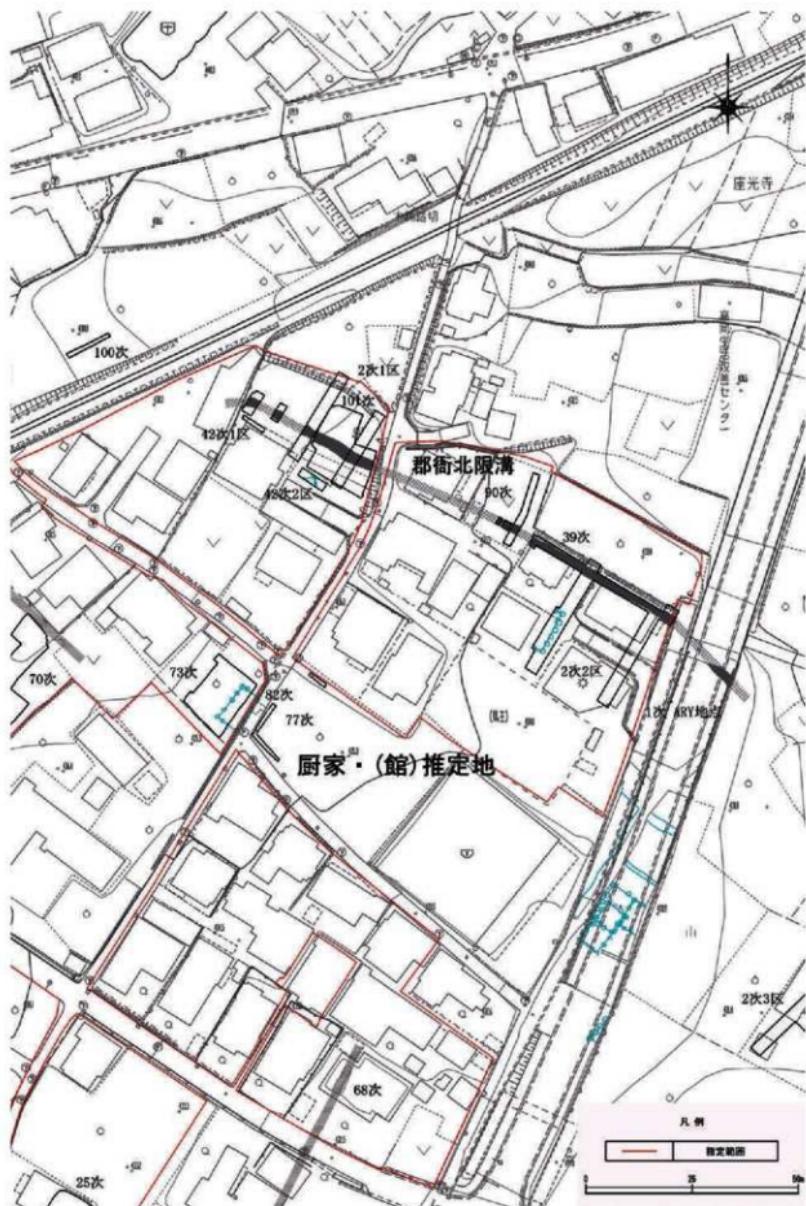


図4 郡衙北限溝及び周辺調査区位置図

## 第Ⅲ章 郡衙北限溝及びその周辺における調査

### 第1節 恒川遺跡群北側での調査概要（図4）

恒川遺跡群の北端に位置する丘陵端部では、地形に沿って東西に延びる溝（以下 SD009 と表記する）が調査されている。これまでの SD009 周辺における調査について概観する。

#### 1. 1次調査（国道153号座光寺バイパス建設に先立つ発掘調査）

昭和51年度から56年度にかけて、国道153号座光寺バイパス建設に先立つ発掘調査を行った（飯田市教委 1986）。調査は恒川遺跡群を含む5つの遺跡を横断する形で進め、昭和52～54年度は恒川遺跡群北側（新屋敷地籍）での発掘調査を実施した。この時確認されたSD009は、北側へ傾斜する丘陵端部の肩部分で検出され、調査範囲での長さは約8m、幅約2.2m、深さ約60cmを測り、北西から南東へ伸びていた。時期は出土遺物より奈良時代が考えられ、丘陵端部に沿って立地する特異性から官衙に関連する遺構として検討したが、道路建設の限定された調査範囲の中では、その性格を断定するには至らなかった。

1次調査では、SD009を含む官衙遺構の存在を予想させる多数の遺構・遺物を確認し大きな成果を上げた。この調査が、昭和57年度から始まる伊那郡衙確認のための範囲確認調査のきっかけとなった。



SD009 (1次調査)

#### 2. 2次調査（1区・2区 保存目的調査 座光寺4767-8・4824-2地点）

1次調査の結果をうけ、昭和57年度より国庫補助事業として国道用地周辺の分布調査と恒川遺跡群内での伊那郡衙特定のための範囲確認調査を開始した。昭和57年度は遺跡北側の4地点（1～4区）で初めての保存目的調査を実施した（飯田市教委 1983）。調査は、1次調査で確認したSD009の範囲や性格を確認する目的で調査区を検討し、国道を挟んで西側に1区・2区を、東側に3区・4区を設定した。昭和58年3月3日から31日にかけて調査を実施し、このうち1区・2区でSD009の延長部となる遺構を確認した。

1区の調査では、南北方向のトレンチを4本（T1～4）設定して全て手作業で遺構確認面まで掘り下げ、遺構検出作業を実施した。SD009は検出した範囲で底面まで掘り下げ、他の溝についても底面まで掘り下げ調査を実施した。その他の遺構は検出したのみで掘り下げなかった。調査終了後は、掘り上げた土で埋め戻しを実施した。その後、調査地点は北側斜面を中心に盛土造成されたが、地下の遺構は保護されており、平成26年3月18日付で国史跡の指定地となった。

2区の調査では、北側の丘陵端部にはほぼ直交する方向にトレンチ2本（T1・T2）を幅約3.0mで設定し、丘陵端部に平行するトレンチ1本（T3）を幅約2.0mで設定した。ここも全て手作業で遺構確認面

まで掘り下げ、遺構検出作業を実施した。SD009は検出した範囲で底面まで掘り下げ、その他の溝についても底面まで掘り下げ調査を実施した。竪穴建物・小堅穴については床面まで掘り下げ、カマド・掘立柱建物・柱穴等については検出のみとし、記録後現状保存とした。調査終了後は、掘り上げた土で埋め戻しを実施した。その後、調査地点は住宅地となるが、地下の遺構は保護されており、平成26年3月18日付で国史跡の指定地となった。

### 3. 39次調査（緊急発掘調査 座光寺4824-2 地点）

平成8年度、2次調査2区として調査された地点（座光寺4824-2）への個人住宅建設の計画が具体化された。当該地ではSD009が確認されているが、遺構検出面が現状地盤より約80cmであること、現状地盤よりさらに盛土造成することから基礎工事による影響から地下遺構は保護されると判断した。しかし、SD009の周辺であることから、用地内の一部で調査を実施した（飯田市教委 1997）。

調査は平成8年6月28～29日に実施し、2次調査で確認したSD009の落ち込みの一部を確認した。調査終了後は埋め戻し、その後は個人住宅建設の工事が実施された。

### 4. 42次調査（緊急発掘調査 座光寺4767-7 地点）

平成10年度、2次調査1区の南側隣接地への個人住宅建設の計画が具体化された。工事に伴う基礎掘削深度は約30cmで、当該地周辺での遺構検出面が現状地盤より約60cmであることから地下遺構は保護されると判断した。しかし、SD009の南側近接地であることから、郡衙城の状況を確認するために用地内の一部で調査を実施した（飯田市教委 1999）。

調査は平成10年12月7～15日に実施し、トレーンチ状の調査区を2箇所（1区・2区）設定した。両箇所では郡衙に関連する遺構は確認されず、調査終了後は埋め戻して原状に復した。平成26年3月18日付で国史跡の指定地となった。

### 5. 90次調査（保存目的調査 座光寺4817-1 地点）

当該地点は2次調査2区の西側隣接地であり、SD009の延長部が想定される場所であるため平成26年3月18日付で国史跡の指定地となった。ここはSD009の想定範囲の中で数少ない畠地であり、溝の位置確認や溝より北側の状況を確認することを目的として保存目的調査を計画した。

平成27年7月17日付で現状変更の許可（27受庁財第4号の582）を得た後、9月29日より調査に着手した。調査対象地に北東・南西方向のトレーンチを設定し、表土は重機を使って除去した。表土の除去後作業員による掘り下げ・遺構検出作業を実施した。トレーンチ南側では遺構検出面が確認され、SD009の一部を確認した。検出した範囲は掘り下げ、さらにその延長部を可能な限り確認するため北西側の一部を拡張（拡張部1・2）し、掘り下げた。また、溝より北側の状況を確認するためトレーンチ



調査風景（90次調査）

の北側を精査したが、上層（耕作土）からの搅乱が広くみられたため最小限の掘り下げに留めた。

検出した遺構については、図面作成・写真撮影を随時実施し、11月27日までに現地での作業を全て終了した。調査区の埋め戻しでは山砂を敷いて保護層とし、その上へ掘削土を埋め戻して原状に復した。現地での調査終了後、飯田市考古資料館で図面及び出土遺物の整理作業を実施した。

調査区の中でSD009が確認された範囲は公有地化し、現在市有地になっている。

## 6. 101次調査（保存目的調査 座光寺4767-8地点）

当該地点は2次調査1区と一部重複する史跡指定地である。当該調査では、2次調査で部分的に確認したSD009とその周辺について面的に広げて再調査し、溝の構造把握や溝の内外における関連遺構の有無を確認することを目的とした。

平成31年4月17日付で現状変更の許可（27受庁財第4号の582）を得た後、4月25日より重機等による調査区の掘削と排土の運搬を開始し、翌26日には終了した。SD009とその北側及び南側も含めて調査ができる2次調査1区のT1の周辺を中心とした範囲を今回の調査区とした。引き続き5月8日より現地での確認調査を開始した。上層の遺構から確認し、それが終了後下層調査を実施した。検出したSD009については、西半部と南東壁を部分的に掘り下げて状況を確認した。また、2次調査1区T1については、掘り残してあった遺構については掘り下げて調査を実施した。調査範囲の北側について造成土の堆積が厚いため遺構確認面まで達していないことが判明した。そこで、6月12日に重機を使ってこの箇所の造成土を掘削して地下の状況を確認し、26日には現地におけるすべての作業が終了した。なお、調査区より西側については、今調査区内での調査で当初の目的である溝の構造把握や溝の内外における関連遺構の有無の確認が達成できたと判断されたため、拡張しての調査は実施しなかった。この間、6月15日には現地見学会を実施し、地域住民を中心に30名の参加があった。調査区の埋め戻しについては7月8～10日に実施した。重機とダンプカーを使い、遺構面保護のための山砂を入れ、その上を掘削土で埋め戻し原状に復した。調査終了後、飯田市考古資料館において引き続き整理作業に着手し、令和2年度まで継続実施した。

現在、調査地点は公有地化し、市有地となっている。



調査風景（101次調査）

## 第2節 調査の詳細

### 1. 2次調査1区（座光寺4767-8地点）【昭和57年度調査】（図4-5）

トレンチ4本（T1～4）を設定して調査を実施した。T1で確認した遺構・遺物については101次調査と重複するため当該項で報告する。本項ではT2～4に係わる遺構・遺物について記述する。

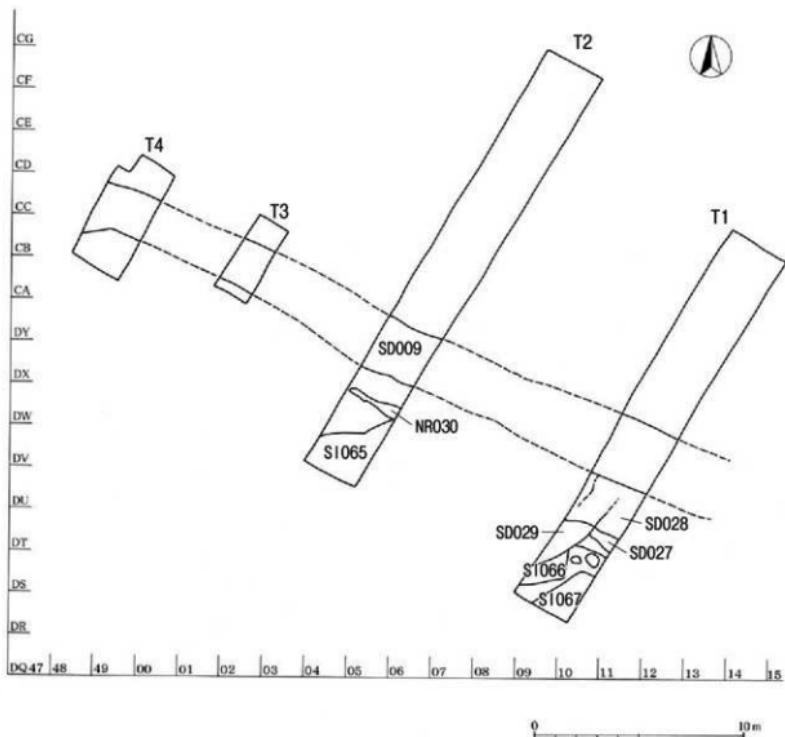


図5 2次調査1区遺構分布図

## (1) 基本層序 (図 7)

2次調査時の土層把握は標準土色帳を活用したものではなかったため、記述に統一性をもたせるため、ほぼ同じ地点である 101 次調査の基本層序に準じて記述する。

上層より I 層 表土（耕土）、II 層 正徳 5（1715）年の未溝水の洪水砂、III 層 未溝水時の耕作土、IV 層 黒褐色土、V 層 にぶい黄褐色土（漸移層）、VI 層 褐色土（基盤）となる。

## (2) 検出遺構・遺物

## ① SD009（郡衙北限溝）(図 7-8)

1次調査で確認した SD009 と連続する溝で、調査区内に設定した T1～T4 全てで確認した。南東から北西方向へ伸び、主軸方向は N 66° W を示す。調査区内で確認した規模は、長さ約 18 m・幅 2.1～2.9 m・深さ 0.67～0.78 m を測る。溝内の断面形は逆台形を示し、官衙域となる内側（南側）の壁面の立ち上がりがやや緩やかとなる。T4 の北西端部で南へやや方向を変えており、南へ曲がるコーナーの可能性がある。

溝は IV 層を掘り込み、埋土の状況より自然堆積と考えられる。埋土上層（1 層・2 層）では地山に含まれる花崗岩を主体とする礫が多く出土しており、溝が埋まる過程で投棄されたと考えられる。

遺物の出土は、T1 から土師器甕（8-1）・黒色土器杯 A（8-2～4）、T2 から須恵器甕（8-5・6）・須恵器杯 A（8-7）、黒色土器杯 A（8-8～10）・黒色土器碗（8-11）、灰釉陶器碗（8-12）が出土した。T4 の土師器甕（8-14）も本遺構から出土した可能性が高い。出土遺物の時期は 9～10 世紀のもので、9 世紀後半が主体となる。

時期・性格等については第Ⅳ章第 1 節で検討する。

## ② NR030（自然流路）(図 6-8)

T2 の南西部で検出し、南東側の調査区外に続く。長さ 2.6 m・幅 0.22～0.7 m・深さ 0.1～0.23 m を測り、主軸方向は N 63° W を示す。断面形は基本的に逆台形をなし、埋土は砂の一層となる。形状や埋土から一時的に流れた小規模な自然流路が想定される。

出土遺物は黒色土器杯 A（8-13）

1 点のみで、詳細時期は不明である。

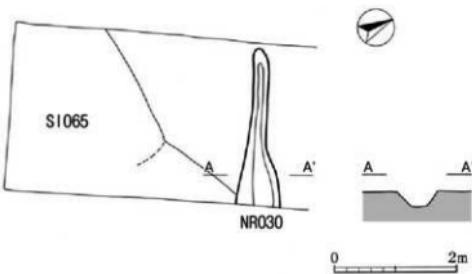


図 6 NR030 SI065

## ③ SI065（竪穴建物）(図 6)

T2 の南西部端部で平面形のみを検出し、掘り下げての調査は実施しなかった。隅丸方形と考えられる竪穴建物で、北壁の一部を検出したのみで規模や主軸方向は不明である。北壁が DV05 付近で

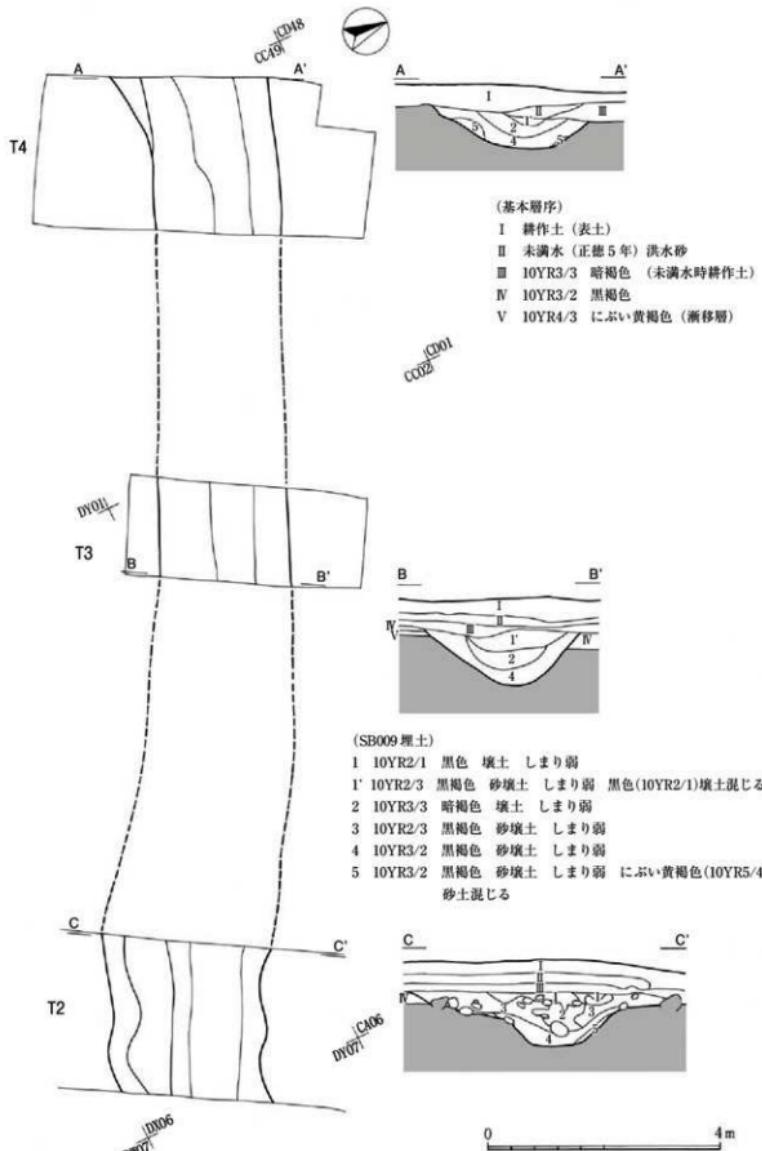


図7 SD009

曲がっており遺構が重複している可能性があるが、この箇所については遺構番号を付さなかった。  
出土遺物はなく詳細時期は不明である。

#### ④ 遺構外出土遺物（図8）

8-15は出土位置不明の黒色土器碗である。

#### (3) 小結

4箇所のトレンチ調査でSD009が当該箇所まで続くことが確認された。T4で南方向に曲がるとも考えられるが、隣接地に住宅がありそれ以上北西側に拡張しての調査はできず、断定には至らなかつた。

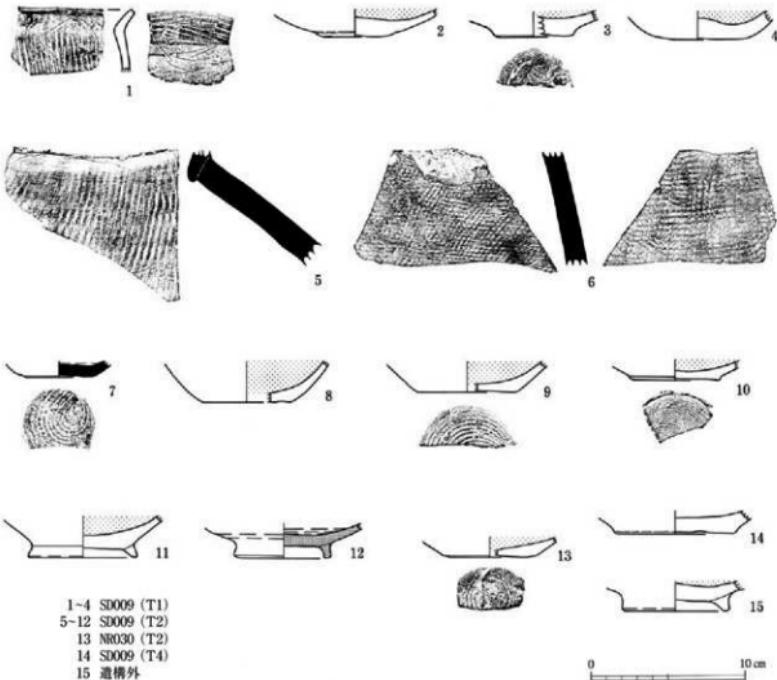


図8 2次調査1区出土遺物



昭和58年当時の恒川遺跡群の北端（南東から）



現在の恒川遺跡群の北端遠景（東から）



SD009 (T2 北から)



SD009 (T3 東から)



SD009 (T4 東から)

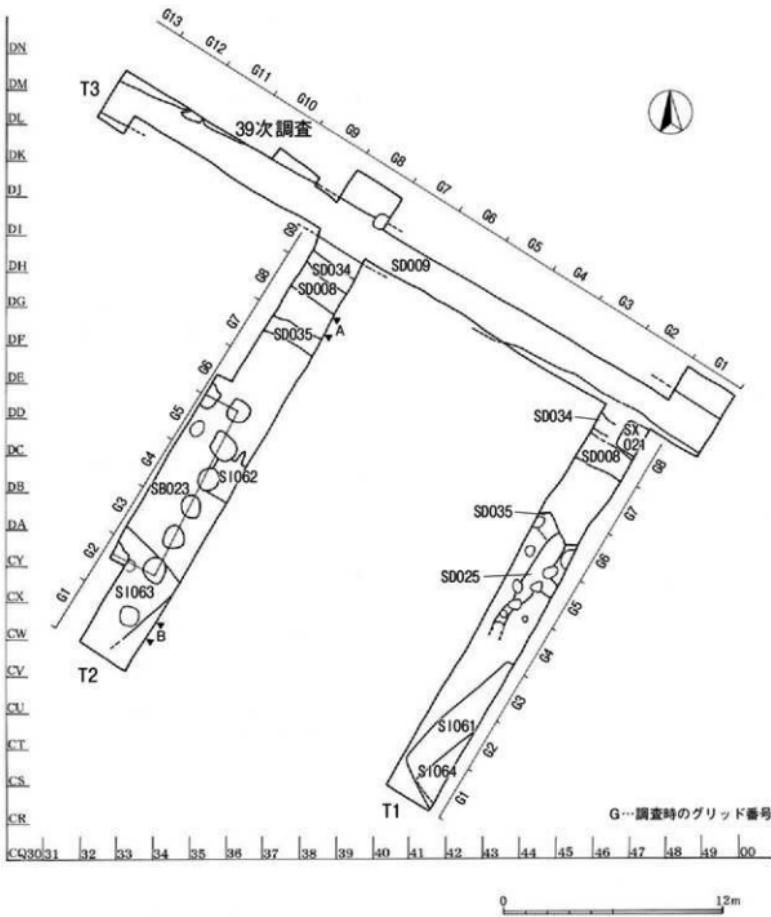


図9 2次調査2区(39次調査)遺構分布図

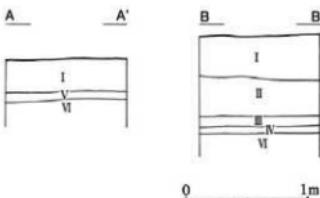
## 2. 2次調査2区(座光寺4824-2地点)【昭和57年度調査】(図4・9)

トレンチ3本(T1~3)を設定して調査を実施した(図9)。

### (1) 基本層序(図10)

T2の南東壁で2箇所(A・B)を選定した。

南大島川の旧河道への傾斜の肩部に近いA-A'は地山まで34cmと浅く、縁部から離れたB-B'は80cmと深くなる。この地点では、恒川遺跡群北部の広範囲で見られる正徳5(1715)年の未満水の洪水砂は認められず、未満水以降の耕作等により消失したと考えられる。II層からIV層は1区(101次)のIII層からV層には対応し、恒川遺跡群北部に共通する基本層位である。遺構確認面は地山のVI層上面である。



(基本層序)

- I 耕作土(表土)
- II 10YR3/3 暗褐色(未満水時耕作土)
- III 10YR3/2 黒褐色
- IV 10YR4/3 にぶい黄褐色(漸移層)
- V 10YR4/4 褐色
- VI 10YR4/6 褐色

図10 基本層序

### (2) 検出遺構・遺物

#### ① SD009(郡衙北限溝)(図11・19~23)

1次調査で確認したSD009の北西側延長部に位置するT3の全域で確認した。調査範囲の中で長さ18.7m・幅2~2.2m・深さ0.34~0.74mを測る。主軸方向はN 61°Wを示す。北西部・中央部・南東部で部分的に拡張した箇所を除くと、溝の肩部は調査区外となる箇所が多い。断面形は逆台形をなす。埋土の状況より自然堆積と考えられる。埋土1・2層では多量の礫が出土しており、規則性はみられない。周囲から投棄されたものと考えられる。この状況は1区で調査したSD009と共に通する。

出土遺物は多く、埋土1・2層の礫と混じって出土しており、同様に投棄されたと考えられる。出土遺物は、須恵器蓋(19-1~8)・須恵器杯B(19-9~17)・須恵器杯A(20-1~6)・須恵器皿(20-7)・須恵器甕(20-8~10, 21, 22-1~6)・須恵器長頸壺(22-7~13)・須恵器高台付甕(22-14~17)・圈足円面鏡(23-1・2)・須恵器高杯(23-3)・土師器甕(23-4~6)・土師器杯A(23-7)・畿内系杯(23-8)・土師器盤(23-9)・土師器壺(23-11~12)・土師器杯(23-13)・土師器高杯(23-14・15)・灰釉陶器碗(23-10)がある。出土遺物は、古墳時代中期後半(23-3・11~15)から9世紀末まであるが、多くは8世紀のものである。

時期・性格等については第IV章第1節で検討する。

#### ② SD008(溝)(図11・24)

1次調査で確認したSD008の延長部に位置するT1・T2で確認した。T2の北西側区外へさらに延びる。T1では長さ2.7m・幅1.36~1.56m・深さ0.26~0.29mを測る。底面は凹凸があり、2箇所が深くなる。T2では長さ2.8m・深さ0.12m前後を測り、小溝状に深くなる箇所は0.24mと

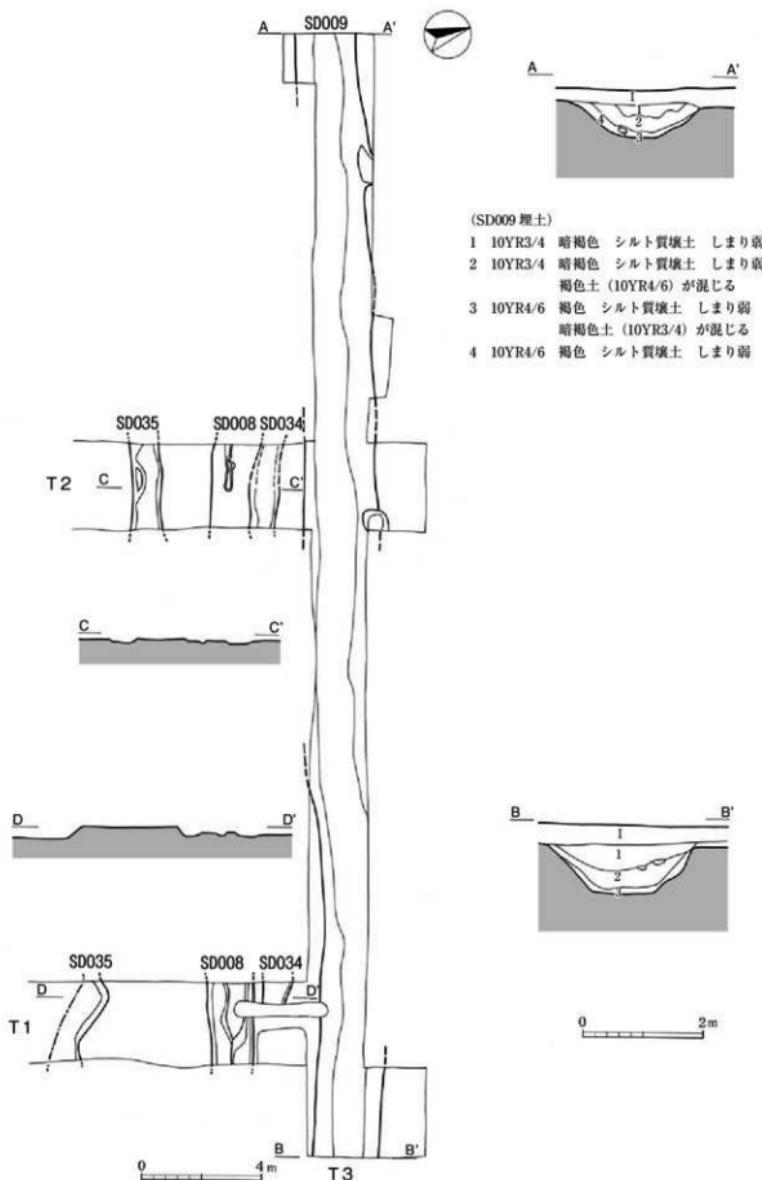


図 11 SD008・009・034・035

なる。幅は北西側でSD034と重複するため不明である。主軸方向はN 59°Wを示す。不規則な形状や底面付近に砂が認められたことから、小規模な自然流路の可能性がある。

出土遺物は須恵器蓋(24-1)がある。

時期は1次調査の状況より、古墳時代後期以降が考えられる。

#### ③ SD025(溝)(図12・24)

T1中央部で確認し、一部は南東側へ直角に曲がり区外に延びる。その延長は底面の状況から長くはないと判断される。長さ6.1m・幅0.36~1.06m・深さ0.25~0.35mを測る。南西部は端部を性格不明な小溝に切られ、1.3mを検出したのみである。主軸方向はN 33°Eを示し、断面形は浅い逆台形をなす。溝としたが性格は不明である。

出土遺物は須恵器甕(24-2~4)、土師器杯A(24-5)・黒色土器杯(24-6)、灰釉陶器碗(24-7)がある。

出土遺物から9世紀後半以前が考えられる。

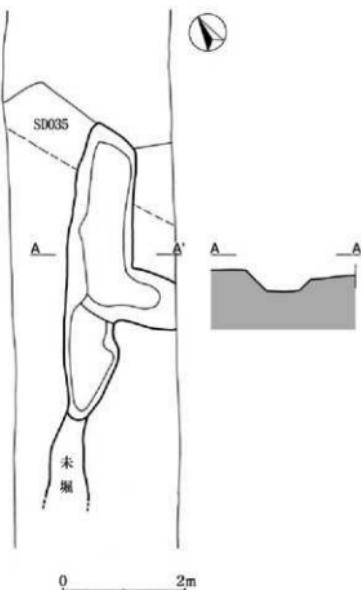


図12 SD025

#### ④ SD034(溝)(図11・24)

T1・T2で確認した。周辺での調査では検出されていないので、全体の状況は不明である。T1では長さ0.7mを調査し、幅0.74~0.98m・深さ0.16mを測る。南東側が搅乱を受けており、それより南東側は検出できなかった。T2では長さ2.6mを調査し、幅0.7~0.86m・深さ0.16mを測る。主軸方向はN 60°Wを示す。断面形は浅い逆台形で、埋土は黄色土に褐色土が混じる単層であった。

出土遺物は土師器瓶(24-8)がある。

時期は、出土遺物から古墳時代後期(6世紀)が考えられる。

#### ⑤ SD035(溝)(図11・24)

T1・T2で検出した。SD034同様周辺での調査では検出されていないので、全体の状況は不明である。T1では屈折した形状で長さ2.6mを測るが、他の遺構に切られていたため不明な部分が多い。T2では長さ2.9m・幅0.8~1.05m・深さ0.17~0.24mを測る。断面形は逆台形で、埋土は褐色土の単層であった。

出土遺物は土師器瓶(24-9)がある。

時期は、出土遺物から古墳時代が考えられる。

#### ⑥ SB023 (掘立柱建物) (図 13-24)

T2 の中央部から南西部で柱掘方の一部 (P1 ~ 8) を検出した。SI062, SI063 を切る。梁行方向の規模を確認するため北西方向に一部拡張して一間分を確認したが、調査区外へ続く。桁行が 5 間、梁行が 1 間以上の側柱建物で、桁行規模は 9.8 m・桁行、梁行の柱間寸法は L96 m を測る。桁行方向は N 27° E を示す。柱穴の掘り方は不整形で長辺 1.2 ~ 1.4 m を測り、P1 以外は柱痕が確認できた。

出土遺物は P1 の検出面から墨書のある黒色土器杯 A (24-10) が出土した。他に、本址に該当するグリットから古墳時代から平安時代にかけての土器片が出土した。

詳細時期は不明であるが、検出面やグリットから奈良時代の遺物ではなく、平安時代の遺物が出土している。こうした状況から平安時代 (9世紀) の可能性が高く、建物の規模等から郡衙に係わる建物が考えられる。

なお、当該遺構の南側で SI063 を切る直径 96cm の方形を呈するピットを検出して約 5cm 剥り下がった。掘立柱建物の柱穴と考えられ、南側に SB023 と連続する掘立柱建物が存在する可能性もある。

#### ⑦ SI061・SI064 (竪穴建物) (図 14-24・25)

T1 南部で検出し、南東側は調査区外となる。両遺構は重複しているので、ここで一括して記述する。

SI061 は主軸に直交する方向が 7.9 m を測る大型の隅丸方形と推定される竪穴建物で、主軸方向は N 43° W を示す。SI064 に切られる。剥り下がは床面直上でとどめた。剥り下がった範囲で壁高は 49 ~ 60cm を測り、やや緩やかな壁面をなす。カマドは北西壁中央に位置する粘土カマドで、断ち割り調査等は実施していない。

出土遺物は土師器杯 (24-11) がある。他に、この箇所付近の G3 から土師器壺 (25-1・2)・高杯 (25-3・4) が出土しており、本址に付属する可能性が高い。

時期は、出土遺物から古墳時代中期後葉 (5世紀後葉) が考えられる。

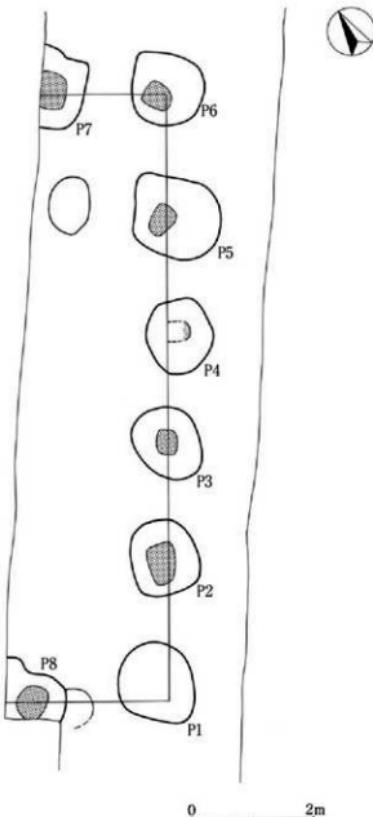


図 13 SB023

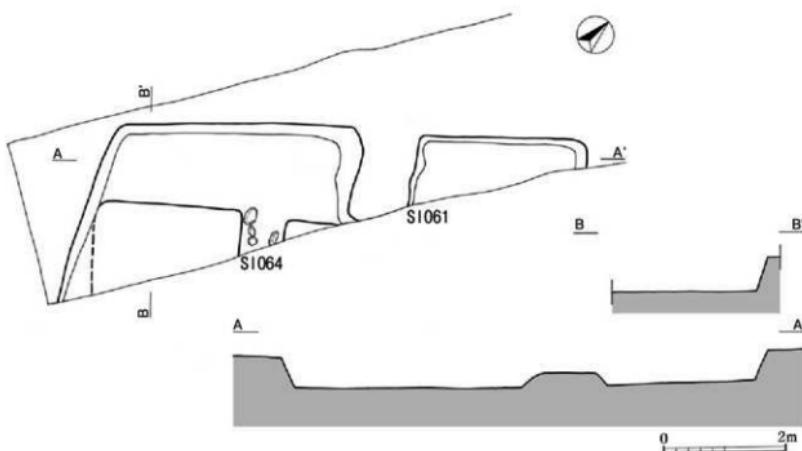


図 14 SI061・64

SI064はSI061を掘り下げていく過程で焼土や石の配置によりカマドが確認され、遺構が重複していると判断して竪穴建物とした。SI061を切る。大半が調査区外にかかるため規模は不明で、主軸方向はN 40°Wと推定される。掘り下げは床面直上までにとどめた。壁面はSI061埋土中での検出であったため明確には確認できず、カマドの位置等で推定した。カマドは石芯粘土カマドである。

出土遺物はこの箇所付近のG2から灰釉陶器長颈壺(24-14)・綠釉陶器椀(24-17)・須恵器壺(24-18)が出土しており、本址に付属する可能性が高い。

時期は、切り合い関係と出土遺物から9世紀後半以前が考えられる。

#### ⑥ SI062(竪穴建物)(図15)

T2中央部で検出し、南西側1/3程が調査区外となる。SB023に切られる。掘り下げは床面直上までにとどめた。主軸方向の一辺が22mを測る小型の竪穴建物で、主軸方向はN 30°Eを示す。壁高は12~20cmを測り、やや緩やかな壁面をなす。カマドは北東壁に位置する石芯粘土カマドで、壁外に70cm延びる煙道を確認した。

出土遺物に図化できる資料はないが、周辺グリッドから古墳時代の土師器片が出土している。

時期は、出土遺物と切り合い関係から古墳時代が考えられる。

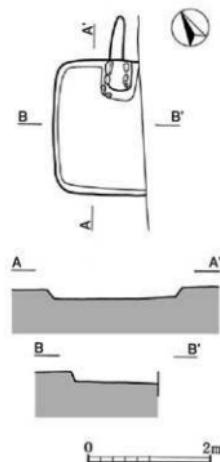


図 15 SI062

## ⑨ SI063（竪穴建物）（図16）

T2南端部で検出し、西側1/2程が調査区外となる。SB23に切られる。規模・主軸方向は不明で、掘り下げは床面直上までにとどめた。壁高は17～45cmを測り、やや緩やかな壁面をなす。カマド等の付属施設は調査範囲では確認されなかった。

出土遺物に図化できる資料はないが、周辺グリッドから古墳時代・平安時代の遺物が出土しており、前者が主体を占めていた。

時期は、出土遺物と切り合い関係から古墳時代が考えられる。

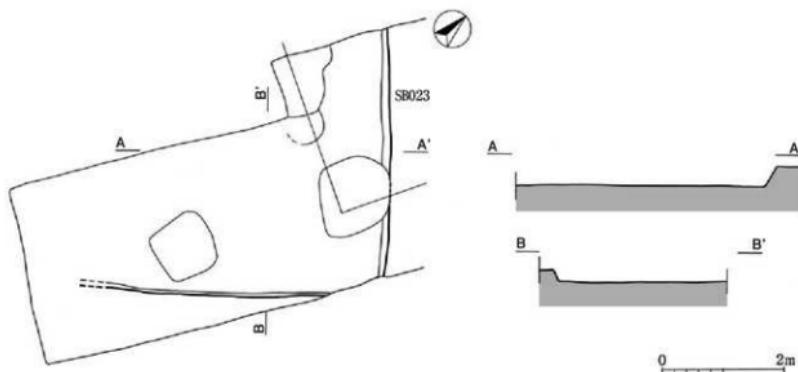


図16 SI063

## ⑩ SX021（小竪穴）（図17）

T1の北端部で検出し、一部が調査区外となる。南西・北東方向の長さが1.7mを測る隅丸方形の小竪穴である。壁高は8～16cmを測り、やや緩やかな壁面をなす。掘り下げは床面直上でとどめた為、床面の状況や柱穴等の確認はしていない。

出土遺物はなかった。

時期は不明である。

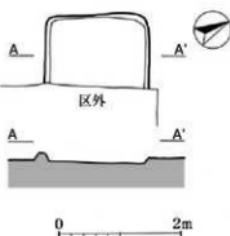


図17 SX021

## ⑪ 柱穴・穴（図18）

T1の中央部で検出し、G6P1の1基以外は検出したのみで掘り下げ調査は実施しなかった。大きさや埋土の色も様々であり、役割等は不明である。また、鍵形をした幅30～36cmの小溝を5.2m検出した。2箇所を部分的に掘り下げ、深さは17～24cmを測る。

各遺構からの出土遺物はないが、周辺グリッド（G4～6）からは、古墳時代～平安時代の土師器・須恵器が出土した。

## (3) トレンチ出土遺物

遺構出土以外のトレンチから出土した遺物は、T1・T2では南西端から3m間隔、T3では南東端から3m間隔でグリットを設定(G1、G2等で表記)して把握した(図9)。遺構との関連も考慮して、トレンチのグリット毎にまとめて提示する。

## ① T1(図24・25)

G1から灰釉陶器壺(24-12)、G2から灰釉陶器おろし皿(24-13)・長頸壺(24-14)、青磁輪花碗(24-15・16)、綠釉陶器碗(24-17)・須恵器壺(24-18)、G3から土師器壺(25-1・2)・高杯(25-3・4)、G4から須恵器杯B(25-5)・土師器黑色土器皿(25-6)、G5から須恵器杯A(25-7)・壺(25-8)、常滑焼甕(25-9)、G6から須恵器蓋(25-10)・杯B(25-11・12)・鉢(25-13)・甕(25-14)、土師器杯A(25-15)・黑色土器杯A(25-16)、灰釉陶器皿(25-17・18)、G7から須恵器圈足圓面鏡(25-19)、G8から須恵器杯A(25-20)が出土した。

G1～G3にかけてSI061・SI064を検出して床面直上まで掘り下げた。G3出土遺物はSI061に係わると考えられる。G1・G2からは、9世紀後半(24-14・17・18)及び中世(24-13・15・16)の2時期の遺物が出土した。後者はSI064の遺物である可能性が高い。G4～G6からは、8世紀後半(25-5・7・8、10～14)、9世紀後半(25-6、15～18)、中世(25-9)の3時期の遺物が出土した。9世紀後半の遺物はSD025の遺物と考えられる。

## ② T2(図25・26)

G1から土師器甕(25-21)、G2から須恵器杯A(25-22・23)、G3から土師器杯A(25-24)、G4から須恵器甕(25-25)、黒色土器杯A(25-26・27)・椀(25-28)、G5から須恵器蓋(26-1)、黒色土器杯A(26-2)、G6から須恵器短頸壺(26-3)・甕(26-4・5)、土師器甕(26-6)、G7から須恵器甕(26-7)、G8から須恵器杯A(26-8)、土師器高杯(26-9・10)、G9から須恵器杯B(26-11)、グリット不明で須恵器蓋(26-12)、黒色土器杯A(26-13・14)が出土した。

G2～G6にはSB023が検出されている。柱穴を掘り下げていないので、このグリットから出土した遺物を遺構と直接結びつけることはできないが、奈良時代～9世紀後葉の平安時代のものがある。G7にはSD035、G8にはSD008、G9にはSD034が検出されている。古墳時代の土師器甕(25-6)はSD035、古墳時代中期後葉の高杯(26-9・10)はSD008に係わることも考えられる。

## ③ T3(図26・27)

G1から須恵器杯B(26-15)、G3から土師器甕(26-16)、G9から須恵器杯A(26-17)、G10から須恵器甕(26-18、27-1)、G11から須恵器杯B(27-2)、G12から須恵器杯B(27-3)・杯A(27-4)、

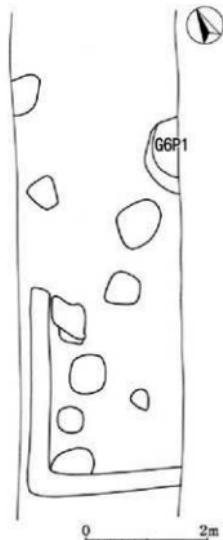


図18 柱穴

グリット不明の須恵器蓋 (27-5)・杯 B (27-6)・杯 A (27-7) がある。

T3 のほぼ全体で SD009 が検出されて掘り下げられており、これらの遺物も SD009 に直接結びつくと考えられる。8世紀の遺物がほとんどで、遺構で把握されたものと矛盾はない。

#### ④ 遺構外 (図 27)

遺構やトレンチとして把握できなかった遺物がわずかにある。須恵器蓋 (27-8・9)・杯 B (27-10)・壺 (27-11)・平瓶 (27-12)、土師器杯 A (27-13・14)、古墳時代の土師器杯がある。

#### (4) 小結

1次調査で確認された SD009 の延長部を把握し、検出された範囲で掘り下げて遺構の規模や遺物の状況等を確認した。北側の南大島川の旧河道の窪地に面する台地肩部を北西方向に伸びており、郡衙の北端に位置する溝であることが分かった。埋土上層から疊に混じって土器類が多く出土した。8世紀前半が多く、掘削された後にあまり時間が経たない時期から、遺物や疊の投棄があったことを示している。

SD009 の南側の状況について 2本のトレンチ (T1・T2) を設定して確認した。T1 では円面鏡の一部、T2 では SB023 が出土し、郡衙に関連する空間であることが確認された。

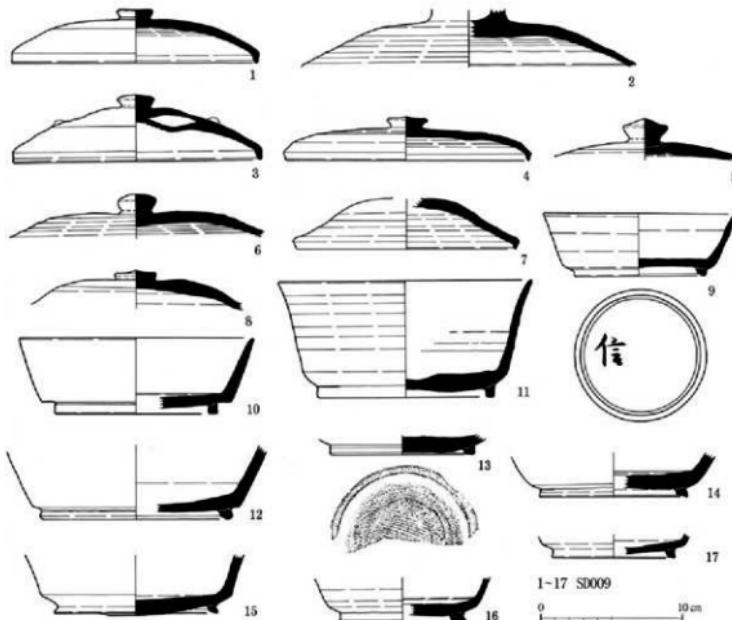


図 19 2次調査 2区出土遺物 (1)

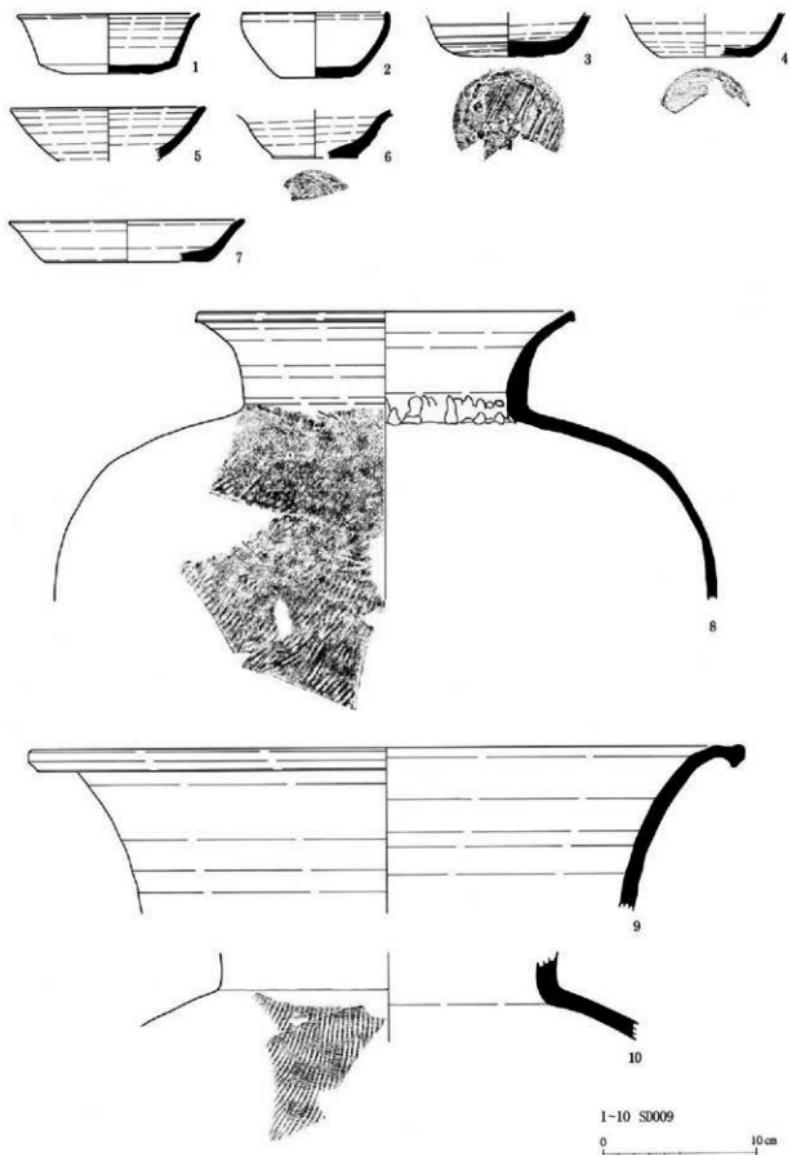


図 20 2次調査2区出土遺物(2)

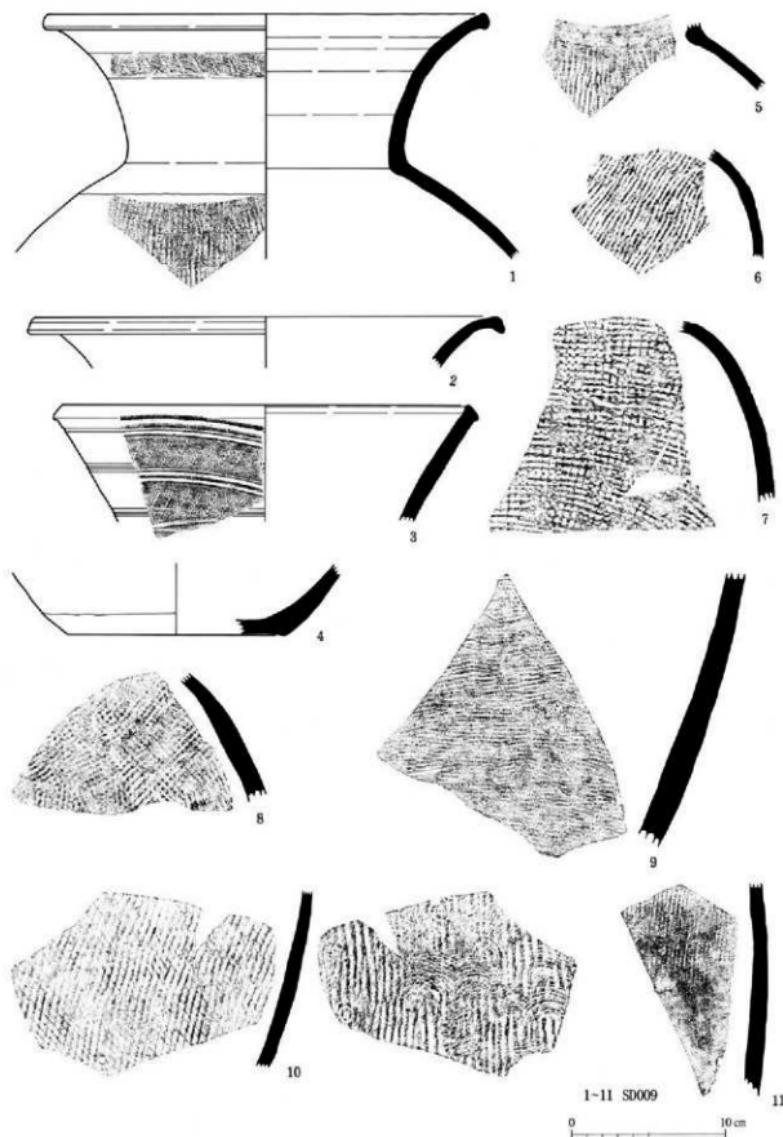


図 21 2次調査2区出土遺物(3)

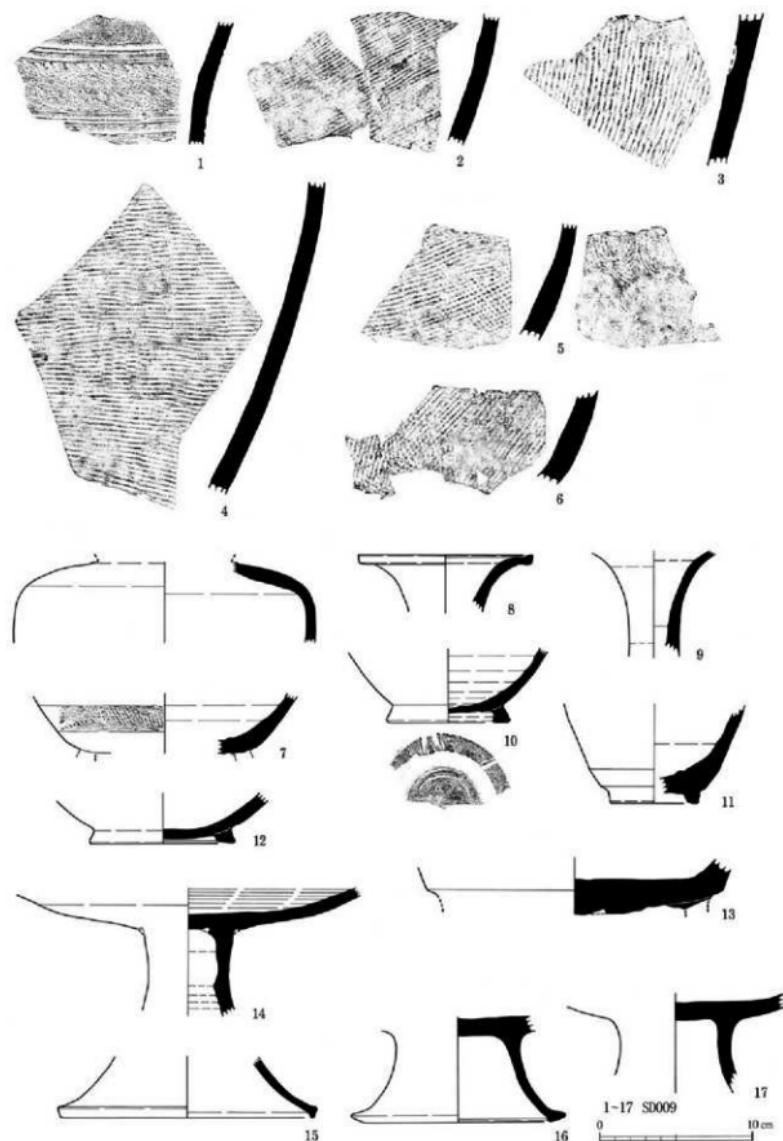


図 22 2 次調査 2 区出土遺物 (4)

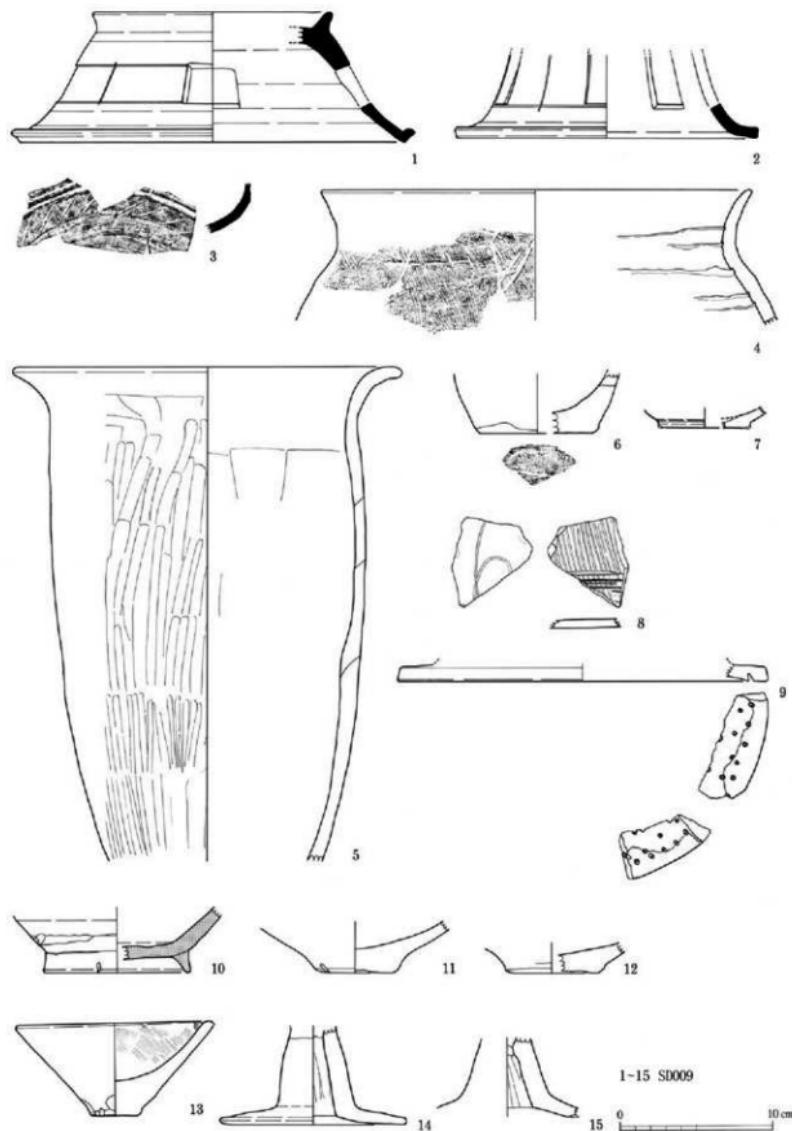


図23 2次調査2区出土遺物(5)

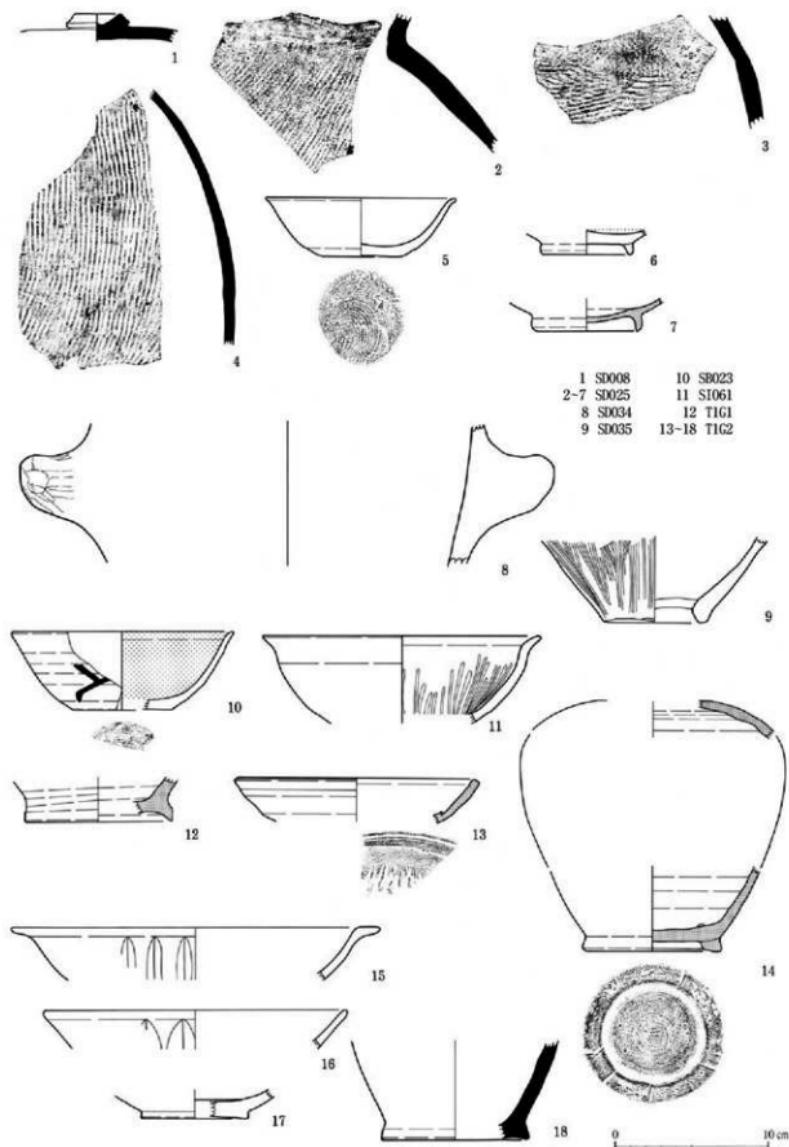


図24 2次調査2区出土遺物(6)

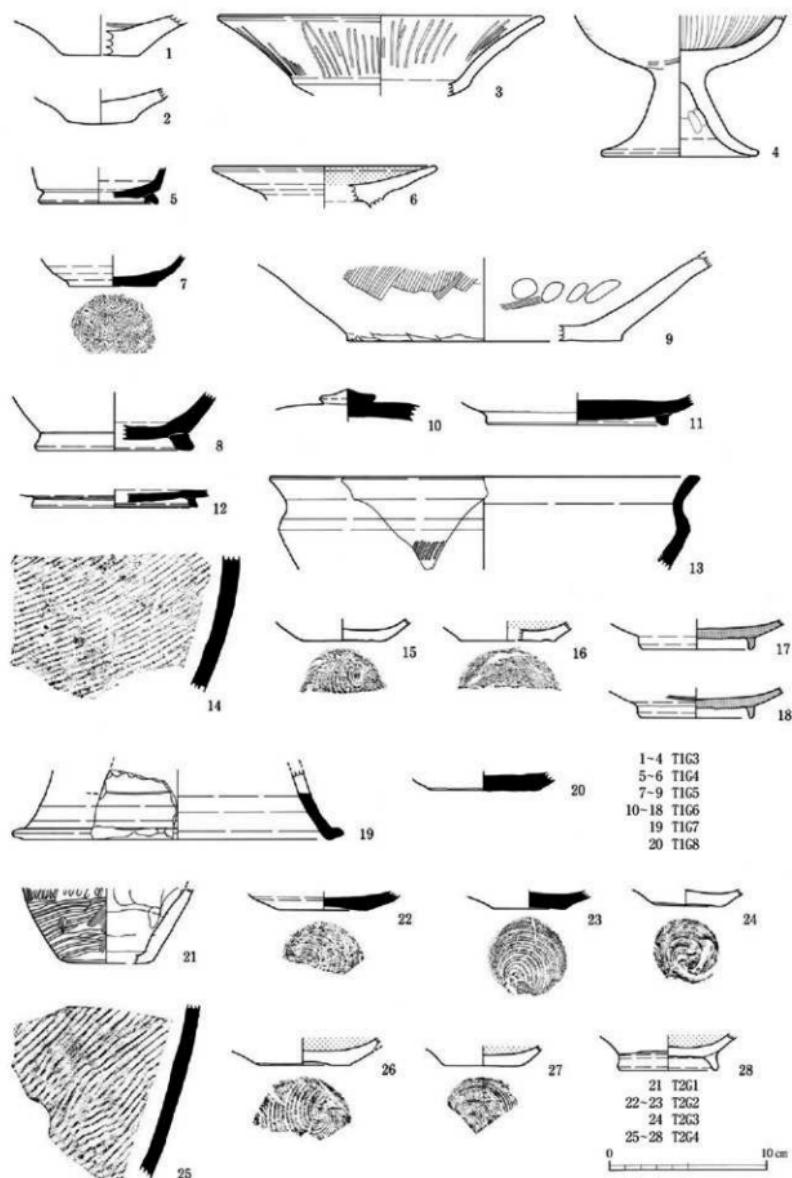


図 25 2 次調査 2 区出土遺物 (7)

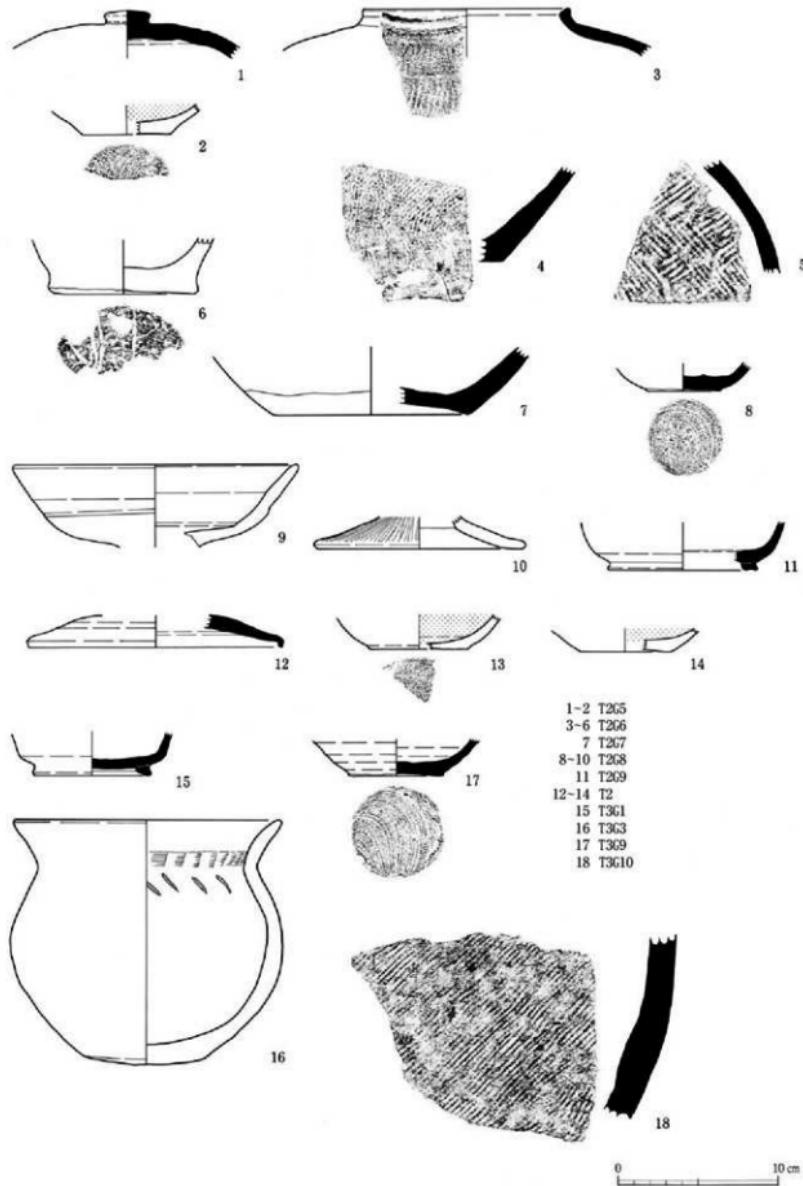


図 26 2 次調査 2 区出土遺物 (8)

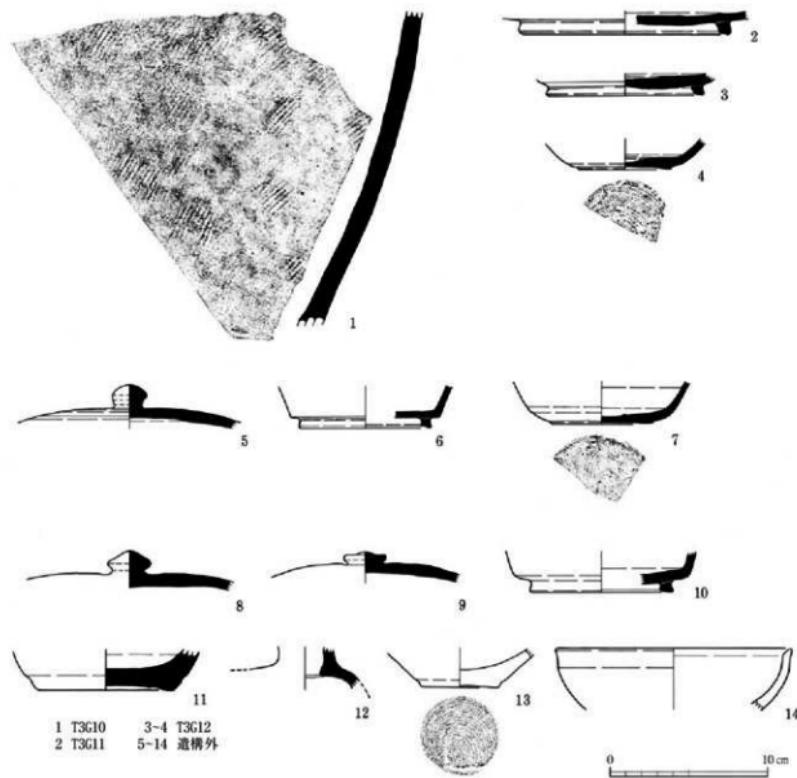


図27 2次調査2区出土遺物(9)



2次調査2区・39次調査・90次調査地点遠景（東から）



SD009 遠景（T3南東から）



SD009 砥出土状況 (T3 南東から)



SD009 近景 (T3 北西から)



SD009 近景 (T3 南東から)



T1 近景（北東から）



T2 近景（南西から）



SI064-064 (T1 南西から)

### 3. 39次調査（座光寺4824-2地点）【平成8年度調査】（図4・9）

2次調査2区のT3の西側の一部と重複する地点でトレンチ調査を行い、2次調査では未確認であつたSD009の肩部を確認した（図9）。遺構は検出に留め、平板測量で記録した。

### 4. 42次調査（座光寺4767-7地点）【平成10年度調査】（図4・28）

2箇所へ調査区（1区・2区）を設定（図28）して調査を実施した。

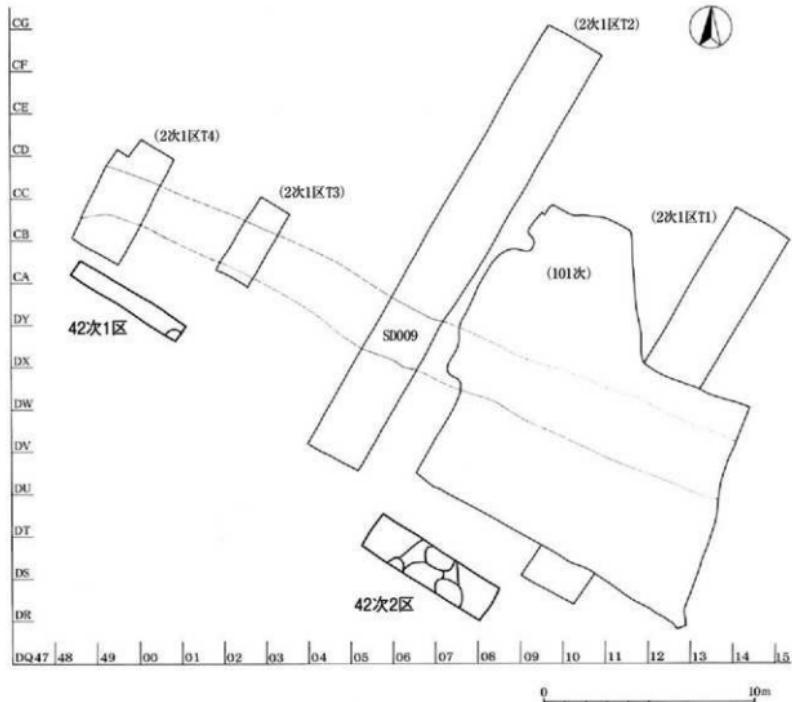


図28 42次調査遺構分布図

## (1) 基本層序 (図 29-30)

101次調査区の隣接地であるため、層位は101次調査に準じる。

## (2) 検出遺構・遺物

## ① 1区 (図 29)

調査対象地の北端部に、長さ 5.9 m・幅 0.9 m で設定した。基本層序 I ~ V 層が見られ、V 層の遺構確認面までは 50cm 程度でやや浅い。調査区南隅で柱穴が想定されるピットの一部を確認したが、続きは調査区外となり、直径等は不明である。

図化できる出土遺物はなく、時期等は不明である。

## ② 2区 (図 30・31)

1区より南東へ約 13 m の地点に、長さ 6.6 m・幅 1.8 m で設定した。基本層序 I ~ V 層が見られ、遺構は V 層上面から掘り込まれていた。

調査区中央で柱穴 3 基を検出して掘立柱建物 (SB066) とした。柱間は 1.8 m を測るが、遺構の大半は調査区外となり、規模や時期は不明である。柱穴の間に小溝が確認されたが、本址との係わりは不明である。

出土遺物は遺構出土として把握されていないが、須恵器甕 (31-1 ~ 5)・杯 B (31-6)・杯 A (31-7)、土師器甕 (31-8)・黒色土器杯 A (31-9 ~ 11) がある。9世紀が主体となり、周辺 (2次1区・101次) と状況は同じである。

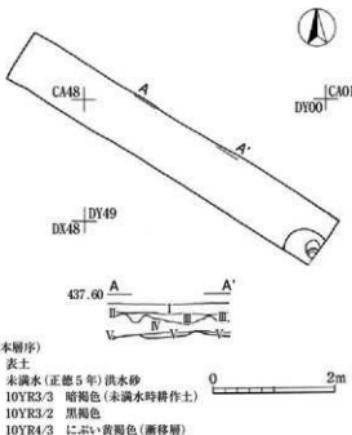


図 29 42 次調査 1 区

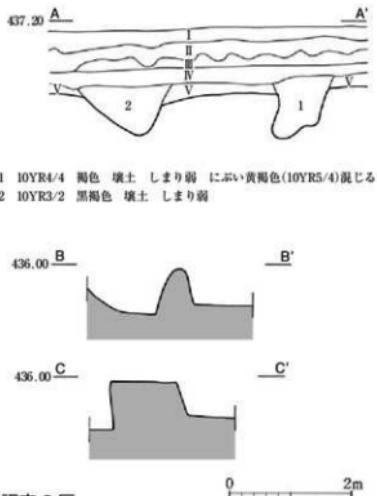
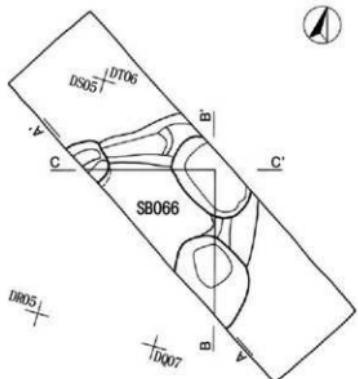


図 30 42 次調査 2 区

## (3) 小結

調査範囲が限定され、明確にできた遺構はなかった。SB066は柱穴の規模や掘り方の形状と埋土の土色に相違がみられる。調査担当者の所見に沿って掘立柱建物としたが、別遺構である可能性も考えられる。郡衙に係わる掘立柱建物とは方向も異なり、関連する可能性は低いと判断される。

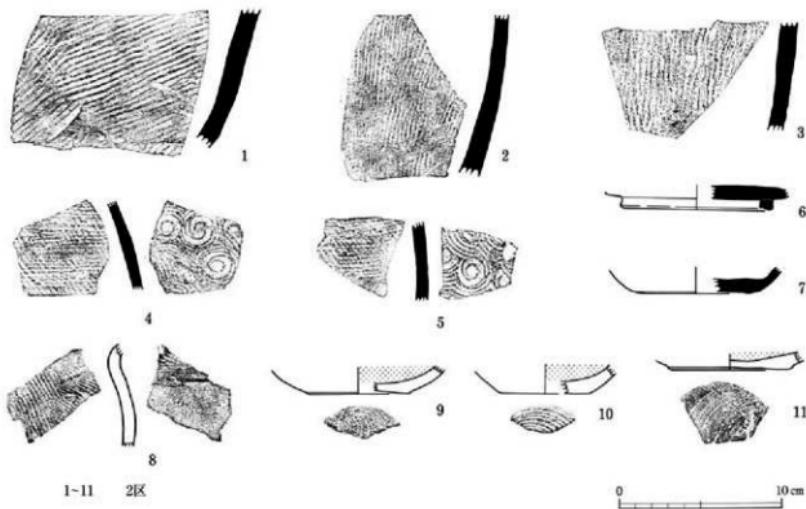


図31 42次調査出土遺物



1区（南東から）



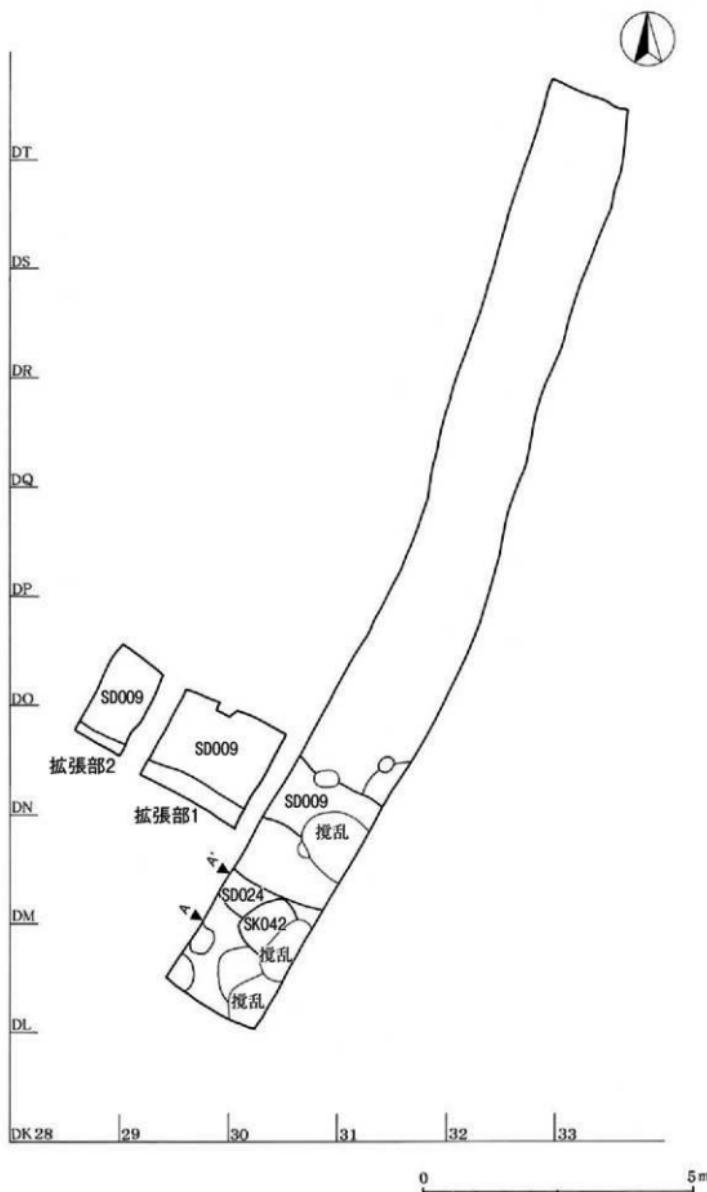
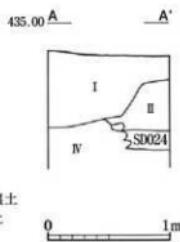


図 32 90 次調査遺構分布図

## 5. 90次調査（座光寺4817-1地点）【平成27年度調査】（図4-32）

## (1) 基本層序（図33）

トレンチ南西部の北西壁（A-A'）へ選定して示した（図32）。遺構確認面はIV層上面で、現地表から確認面まで60cmを測る。この箇所にはなかったが、ゴミ穴等による擾乱がかなりの範囲を占め、耕作等による掘削の影響が深くまで及んでいた。



## (2) 検出遺構・遺物

## ① SD009（郡衙北限溝）（図34-38）

DM31・DN31を中心検出し、西側の拡張部1・2でも確認した。主軸方向はN 64°Wを示す。トレンチで長さ1.8mを検出し、北西壁際について底面まで掘り下げた。南西壁の大部分と北東壁の一部が擾乱を受けている。幅は1.1～1.3m、深さ0.25mを測る。拡張部1では長さ2.0m、拡張部2では長さ1.0mの範囲を検出し、底面直上の埋土中に入る礫の上面まで掘り下げた。礫は10～30cm大のものが多く、2次調査2区でみられたものと同じと考えられる。拡張部においては、南西壁の落ち込みは確認したが、北東壁については調査区外となる。

出土遺物は少なく、拡張部1から出土した須恵器蓋（38-1）、トレンチから出土した須恵器杯B（38-2）・圓足円面鏡（38-3）がある。出土した須恵器蓋の形状や小型となる須恵器杯Bの法量からみると8世紀末頃と考えられる。

時期・性格等は第IV章第1節で検討する。

- （基本層序）  
 I 耕作土（表土）  
 II 旧耕作土  
 III 10YR3/4 暗褐色 シルト質壤土  
 IV 10YR4/6 褐色 シルト質壤土  
 （地山）

図33 基本層序

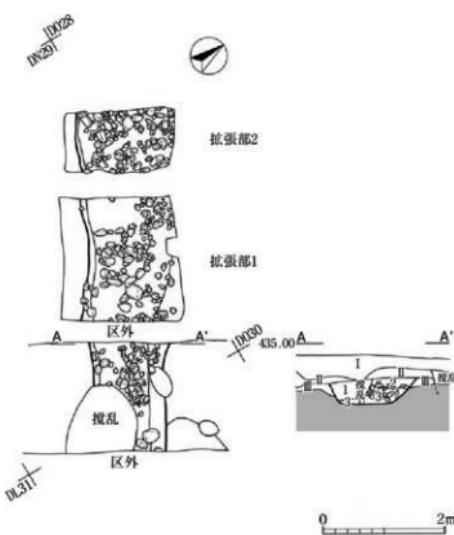


図34 SD009

② SD024（溝）（図35）

DM30を中心検出、北西側・南東側の調査区外に延びる。SK042に切られ、南端部の一部は擾乱の影響を受けている。長さ1.8m、幅0.48~0.64m・深さ0.17mを測り、長軸方向はN62°Wを示す。断面形は逆台形を示し、埋土は単層であった。

出土遺物はない。

詳細時期は不明であるが、切り合い関係から古墳時代中期後葉以前と考えられる。

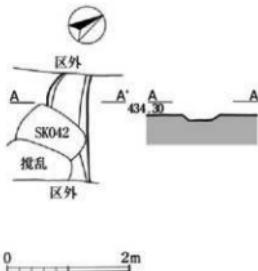


図35 SD024

③ SK042（土坑）（図36）

DL30を中心検出、南東部が擾乱の影響を受けている。南西・北東方向は1.06mを測り、平面形は丸みを帯びた長方形と考えられる。深さは0.14mを測り、断面形は逆台形を呈する。

出土遺物は土師器内面黒色杯（38-4）・須恵器蓋杯の杯（38-5）がある。

時期は、出土遺物から古墳時代中期後葉～終末が考えられる。

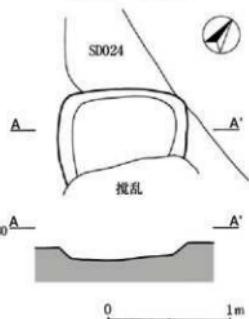


図36 SK042

④ 柱穴・穴（図37）

トレンチ内SD009西側に1基、SK042の西側に3基の柱穴・穴が確認された。深さ・形態とも異なり、役割・時期は不明である。

出土遺物はない。

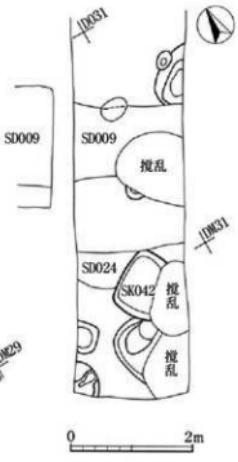


図37 柱穴

(3) 小結

2次調査2区で調査したSD009の続きを検出し、その規模や方向を確認した。溝の周辺では、官衙に関連する遺構は確認されなかった。現況の耕作面より地下の遺構確認面まで60cm前後と浅く、耕作層が遺構確認面の直上まで及んでいたため、トレンチの北側を中心に遺構確認面まで及ぶ深い擾乱が多くみられた。SD009より北側では遺構の痕跡は検出されず、遺物の出土もごく少量であることから、遺構の空白域と判断した。

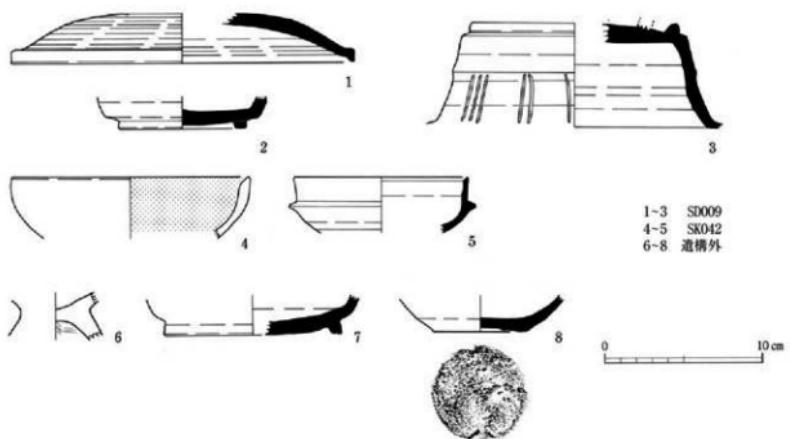


図 38 90 次調査出土遺物



トレンチ南西部（北東から）



トレンチ北部（北東から）



SD009 全景（南東から）



SD009（北東から）



SD009 (拡張部2 北西から)



SD024 (南東から)



SK042 (北西から)

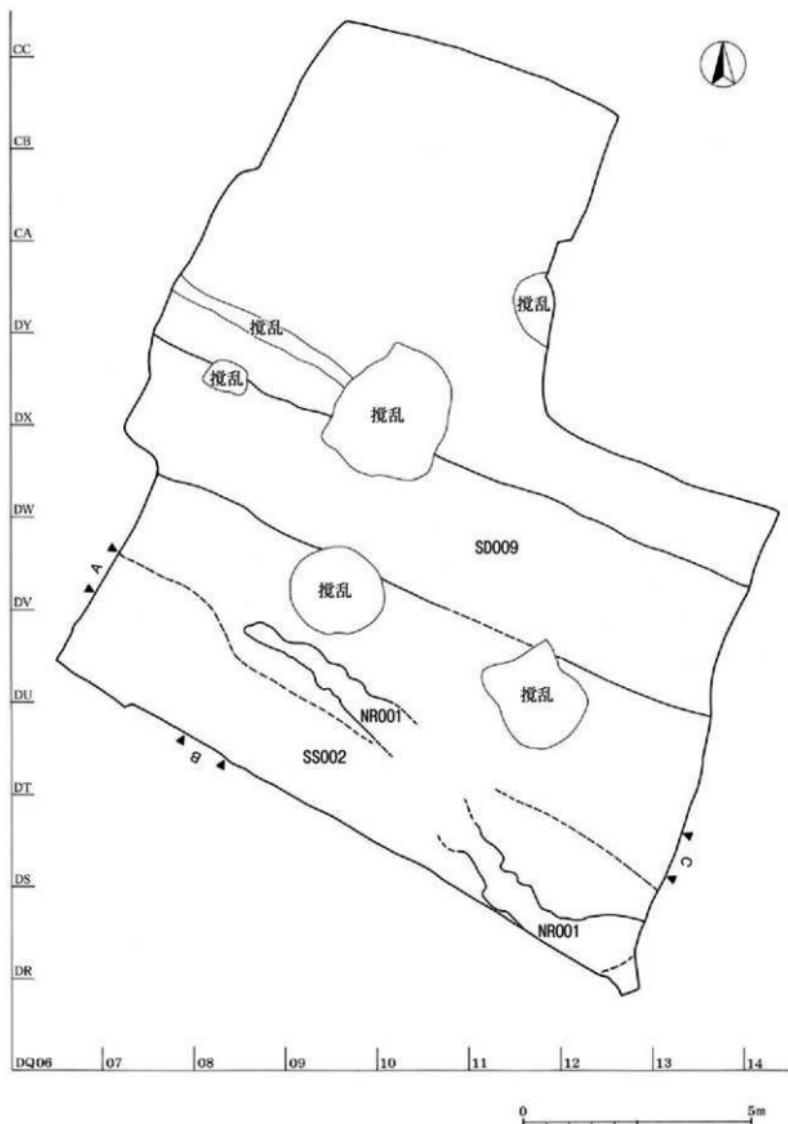


図39 101次調査遺構分布図（上層）

## 6. 101次調査（座光寺4767-8地点）【令和元年度調査】（図4・39・43）

2次調査1区の一部を含む範囲を調査区とし、SD009とその周辺を調査した。

### (1) 基本層序（図40）

基本土層については、A・B・Cで示した箇所を選定（図39）して示した。

II層は恒川遺跡群の北部に広がる正徳5（1715）年の未満水の洪水砂で、Cで示した場所はそれ以降の搅乱を受けて確認できなかったためII'とした。南西壁では未満水時の耕作の跡が見られる。V層は暫移層でVI層が基盤となる。なお、VI層の堆積は20cm程度と薄く、その下にはにぶい黄褐色の砂土となる。基盤は多量の礫を包含している。調査区内では、上層・下層の2面調査を実施したが、上層はIV層上面で遺構検出を行い、下層はV～VI層上面で遺構検出を行った。

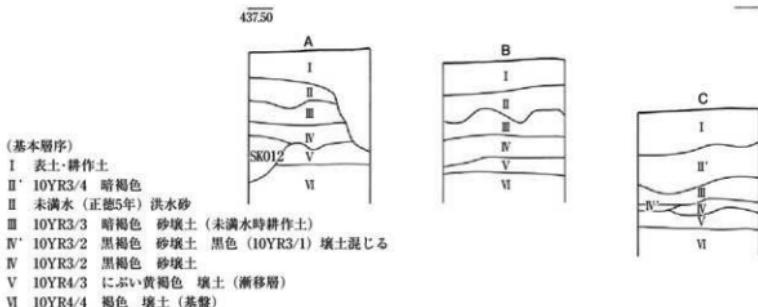


図40 基本層序

### (2) 上層の遺構・遺物（図39）

#### ① NR001（自然流路）（図41・51）

DU08からDR12にかけて検出し、東側調査区外に続く。西側は途切れているが、この箇所は遺構検出段階で遺構も含めてやや掘り下げ過ぎたために検出できず、西側にも続いていると推測される。長さ10.9m、幅0.24～1.24m、深さ0.1～0.17mを測り、長軸方向はN 45°Wを示す。断面形は逆台形を基本とするが一定でなく、埋土はにぶい黄褐色砂土の場合は単層で、底面は凹凸があつて水流によって抉られた箇所がある。

出土遺物はすべて流れ込みによるもので、須恵器蓋（51-1）、硯に転用された灰釉陶器皿（51-2）、外面にタキ目を持つ古墳時代前期の土師器甕（51-3）、石器の砥石（51-4）、弥生時代の打製石斧（51-5）、鉄帶金具の丸軸（51-6）が出土した。図示できない土器の破片の主体は奈良・平安時代で、土師器甕・黒色土器・畿内系土師器・須恵器蓋・杯・灰釉陶器碗・皿があり、縁部陶器片1点も出土した。先行する時期からの混入資料を除くと、出土遺物の主体は9世紀である。

短期間に流动した自然流路と考えられるが、時期は不明である。

#### ② SS002（石列）（図42）

DU06からDR12にかけての調査区南部で検出し、北西側・南東側や南側の調査区外に続く。石はIV層を掘り下げていく段階で検出し、石列として把握した。調査区の範囲で9.8mを調査し、幅は1.8～3.1mを測り、長軸方向はN 61°Wを示す。石の大きさは10～40cm程度で、大まかに北西・

南東方向に並んでいる。平面的には北東部に石が多く、南東部は石の並びがまばらとなる。石は花崗岩を主体とする当該地の地山に含まれるものであるが、土石流などの自然的な要因で堆積したものではない。隣接する SD009 の掘削時に掘り上げた石や土を土壠状に盛り上げた痕跡とも想定したが、石を含むIV層の土層観察ではそうした痕跡は認められなかった。何らかの人工物とは考えられるが、その役割は不明である。

出土遺物はなく、時期も不明である。

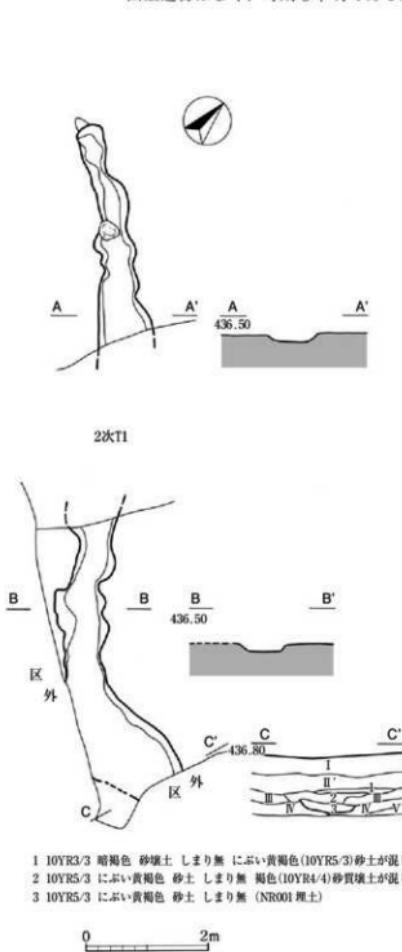


図 41 NR001

- 1 10YR3/3 暗褐色 砂壤土 しまり無 にぶい黄褐色(10YR5/3)砂土が混じる
- 2 10YR3/3 にぶい黄褐色 砂土 しまり無 褐色(10YR4/4)砂質壤土が混じる
- 3 10YR5/3 にぶい黄褐色 砂土 しまり無 (NR001 地上)

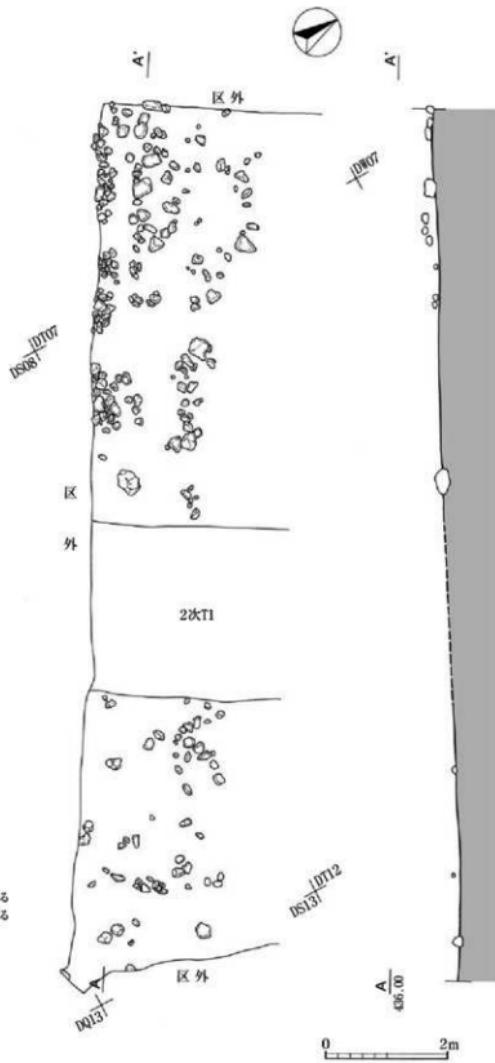


図 42 SS002

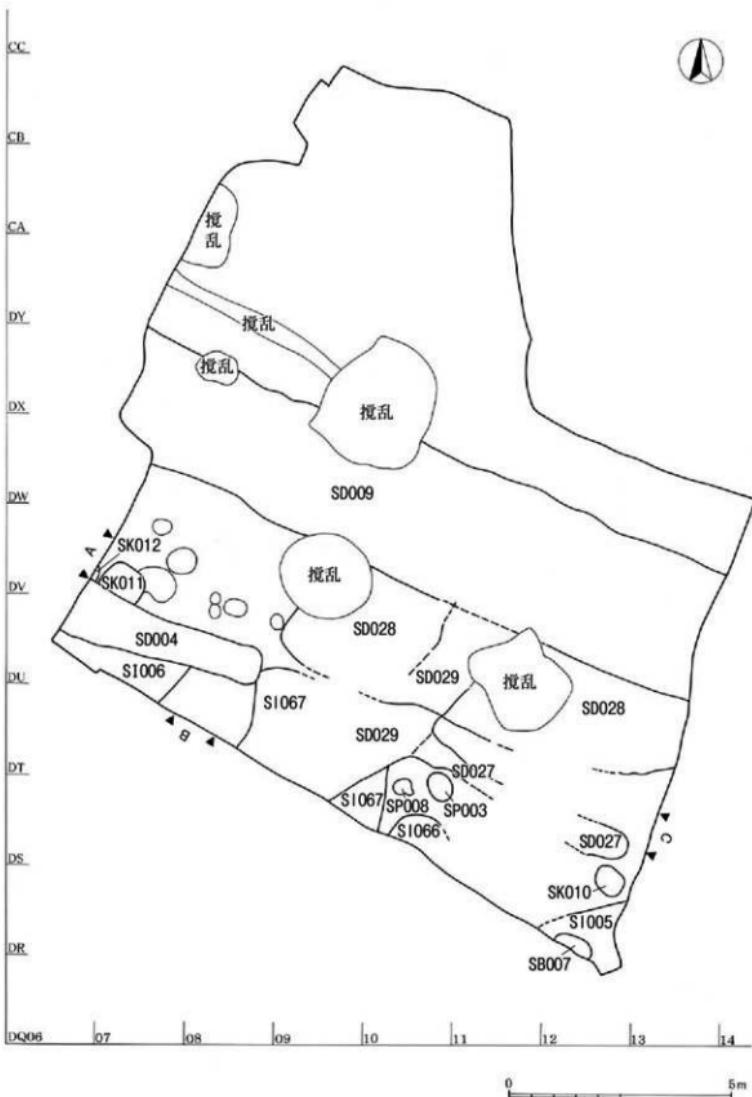


図 43 101 次調査遺構分布図（下層）

## (3) 下層の遺構・遺物 (図 43)

## ① SD004 (溝) (図 44-51)

DU06 から DU08 にかけて検出し、西側の調査区外に続く。検出した長さは 4.4 m で、北西壁際のトレンチ部分のみ遺構を掘り下げた。SI006・SK012 を切る。幅 0.8 ~ 1.28 m・深さ 0.43 ~ 0.52 m を測り、長軸方向は N 69°W を示す。断面形は逆台形を呈し、土層はほぼ単層で、一気に埋まっていると判断された。

出土遺物は須恵器杯 (51-7)・壺 (51-8)、黒色土器杯 (51-9 ~ 12)、周囲を欠いて形を整え硯に転用した灰釉陶器碗 (51-13) がある。その他、須恵器蓋・杯、黒色土器杯、灰釉陶器碗・皿の小破片がある。

主な出土遺物から平安時代（9世紀後葉）に位置づく。

## ② SD009 (郡衙北限溝) (図 45-51-52)

2 次調査 1 区のトレンチ調査 (T1 ~ 4) で確認された溝であり、今次調査では T1 を含むその周辺で面的に広く検出した。長さ 13.8 m を検出し、その中で調査区の西半部にかかる箇所と南東壁際を掘り下げた。幅 2.4 ~ 3.0 m・深さ 0.58 ~ 0.81 m を測り、長軸方向は N 70°W を示す。断面形は逆台形を呈し、官衙域となる内側（南側）の壁面の立ち上がりがやや緩やかとなる。溝は基本土層の IV 層下層から掘られているのが観察でき、埋土が 1 ~ 5 層に分かれ、自然に埋まったと考えられる。1 層・2 層には多量の礫が入っており、地山に含まれる花崗岩を主体とするもので、溝が埋まる過程で投棄されたと考えられる。

出土遺物は上・中・下層に分けて取り上げた。上層は 1 層、中層は 2 層、下層が 3 ~ 5 層が相当する。上層は 51-14 ~ 23、52-1 ~ 5、中層は 52-6 ~ 11、下層は 52-12 ~ 16 で、52-14 ~ 16 は先行する弥生時代の壺 (14)・打製石斧 (15)・横刃型石器 (16) である。上層は須恵器蓋 (51-14)・杯 A (51-15 ~ 18)、黒色土器杯 A (51-19-20) 黒色土器碗 (51-21)・杯 (51-22-23)・盤 (52-1・2)、灰釉陶器皿 (52-3)・碗 (52-4・5) がある。灰釉陶器皿の底部外面には薄く墨書が確認でき、灰釉陶器 3 点は転用硯である。中層は須恵器壺 (52-6)・杯 B (52-7)、土師器壺 (52-8・9)・黒色土器碗 (52-10)、灰釉陶器碗 (52-11) があり、黒色土器碗の底部外面には墨書がみられる。下層は遺物が極めて少なく、須恵器杯 B (52-12)・壺 (52-13) がある。

上層の出土遺物は 10 世紀前半が主体となる。中層の土師器壺は 9 世紀前後と考えられる。掘削時期を示す下層の遺物は今次調査では少ないが、2 次調査 1 区で確認した SD009 出土遺物が参考となり、奈良時代前葉に位置づく。

遺物の出土状況から、溝は 8 世紀前後に掘削され、10 世紀前後に埋まったと考えられるが、時期・性格等は第Ⅳ章第 2 節で検討する。

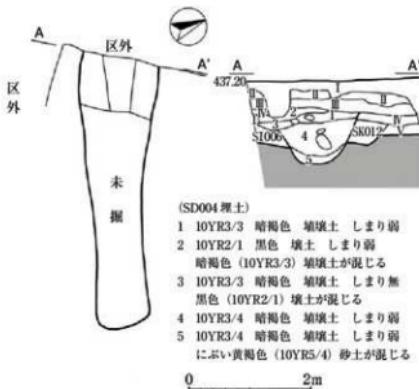


図 44 SD004

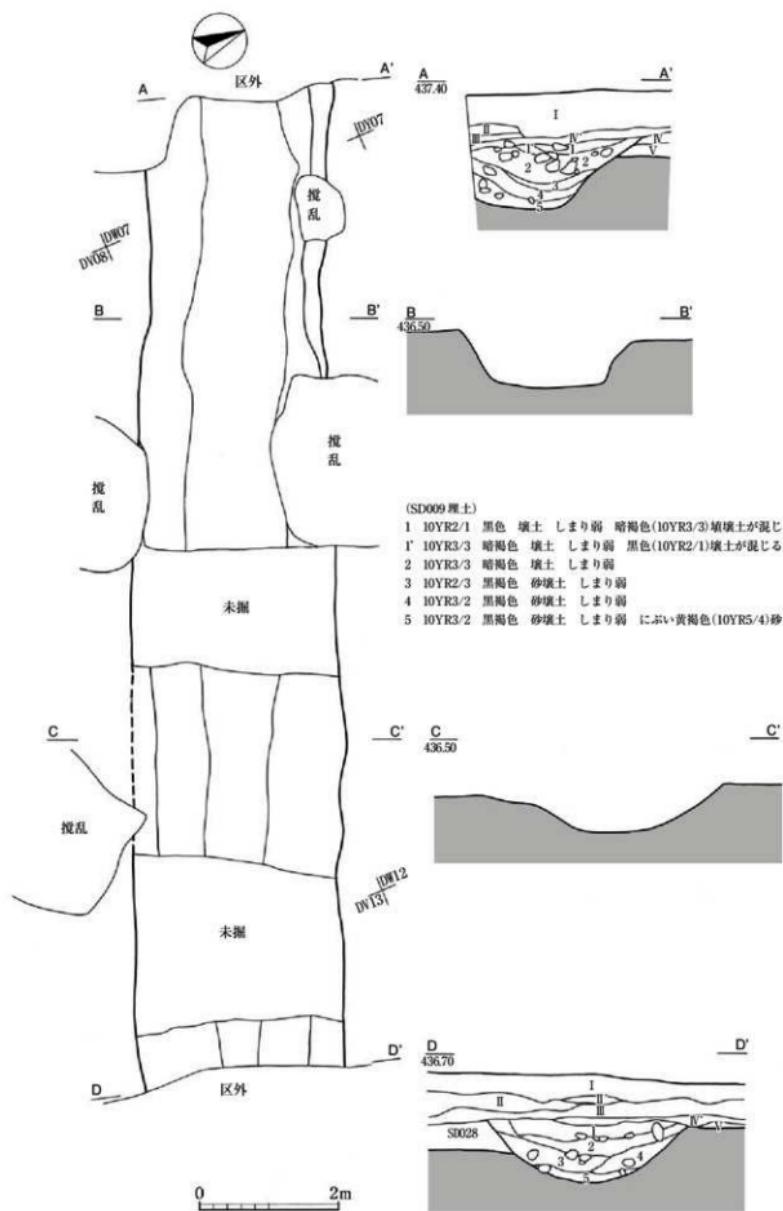


図 45 SD009

## ③ SD027 (溝) (図 46)

2次調査1区T1の調査で検出して掘り下げた遺構である。今次調査では南東壁際のトレンチでその延長部を調査した。SD029に切られ、その北西側の延長部は確認できなかった。南東壁際トレンチで端部を確認した。その間はV層上面まで掘り下げたが明確に遺構のラインを検出できなかった。長さは未検出部を含めて5.1m・幅0.32~0.72m・深さ0.1~0.2mを測り、主軸方向はN 61°Wを示す。断面形は逆台形を呈する。

出土遺物は須恵器・土師器片が出土した。

時期は、切り合い関係から古墳時代以前が考えられる。

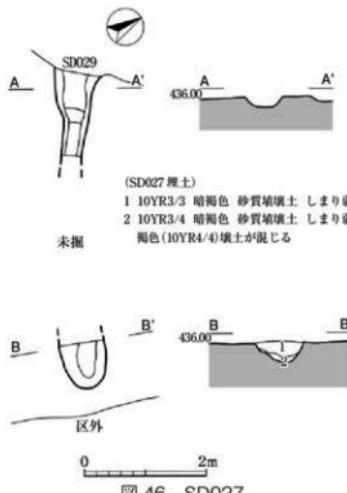


図 46 SD027

## ④ SD028 (溝) (図 47・53)

2次調査1区T1の調査で検出して掘り下げた遺構である。今次調査では南東壁際のトレンチでその延長部を調査した。DU09で遺構端部を検出し、南東側は調査区外に続く。SD009に切られ、SD029と重複するが切り合い関係は不明である。長さは未検出部を含めて9.1m・幅1.8~2.7m・深さ0.15~0.25mを測り、主軸方向はN 65°Wを示す。幅については、北側をSD009に切られており、総体は不明である。底面に凹凸があることや南東壁の土層観察により、複数の溝の集合である可能性が高い。

出土遺物は須恵器甕(53-2)があり、ほかに須恵器片が出土した。

時期は、切り合い関係から古墳時代に位置づく可能性が高い。

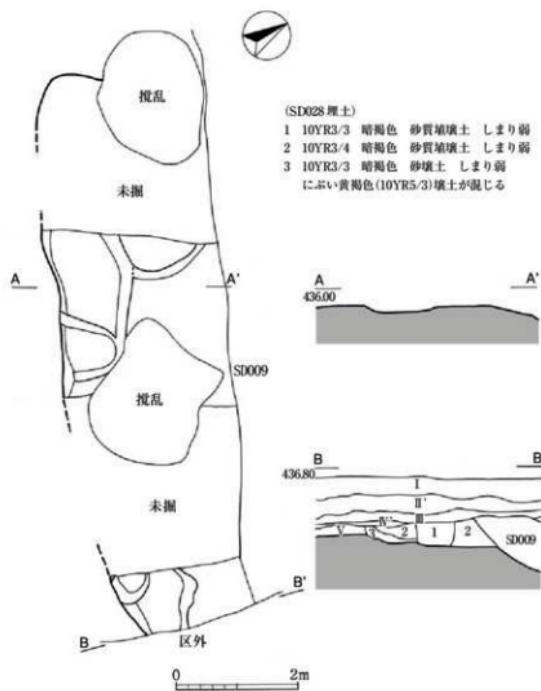


図 47 SD028

#### ⑤ SD029（溝）（図48）

2次調査1区T1の調査で検出して掘り下げた遺構である。今次調査では前回調査でわずかに残った未調査部を掘り下げる。SD009に切られ、SI067・SD027を切り、SD028と重複するが切り合い関係は不明である。長さは5.0mを調査し、南西側の未掘・調査区外へ続く。幅1.0m・深さ8~20cmを測り、主軸方向はN 49°Eを示す。断面形は逆台形を呈する。他の溝や自然流路は地形にはほぼ並行しているが、本遺構は地形に直交する方向に延びている。

出土遺物はない。

時期は、切り合い関係から古墳時代に位置づく可能性が高い。

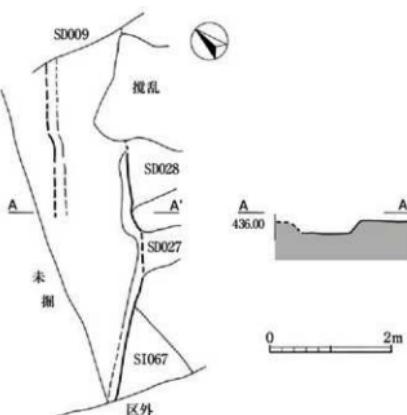


図48 SD029

#### ⑥ SB007（掘立柱建物）（図49）

調査区南端で検出し、古墳時代と考えられるSI005を切る。北・西側に同様の柱穴は検出されなかったが、掘立柱建物の北端柱穴の一部と判断した。規模・桁行方向は不明で、86×24cm・深さ81cmの柱穴の一部を調査したのみである。土層は単層（10YR3/2 黒褐色 砂壤土に10YR5/4にぶい黄褐色 砂土が混じる）で、掘った土をそのまま埋めたと判断された。

出土遺物はない。

時期は、切り合い関係や遺構の状況から奈良時代～平安時代に位置づくと考えられる。

#### ⑦ SI005（竪穴建物）（図49）

調査区の南端Dで北壁の一部1.2mを検出し、調査区外に続く。SB007に切られる。規模・主軸方向は不明の竪穴建物である。床面はたたき状に硬く平坦で、壁高は12~18cmを測り、ほぼ垂直の壁面をなす。

出土遺物は土器師壺片がある。

時期は、切り合い関係から古墳時代に位置づく可能性が高い。

#### ⑧ SI006（竪穴建物）（図49）

調査区西端の先行トレンチで竪穴建物の床面を検出し、東側で東壁の一部を検出した。北側はSD004に切られ、南・西側の調査区外に続く。規模・主軸方向は不明で、床面はたたき状に硬く良好であった。

出土遺物はない。

切り合い関係から古墳時代の可能性が高い。

## ⑨ SI066（竪穴建物）（図 49）

2次調査1区T1で検出された遺構で、今次調査では掘り下げた。DS10で西隅を検出した。東側はV層上面まで掘り下げたが検出できず、南側は調査区外へ続く。規模・主軸方向は不明の竪穴建物で、床面は地山の石が多く露出し、たたき状に硬い箇所は認められなかった。壁高は14cmを測り、やや緩やかな壁面をなす。

出土遺物は須恵器・土師器片がある。

時期は不明である。

## ⑩ SI067（竪穴建物）（図 49-53）

2次調査1区T1で検出された遺構で、未調査部を挟んだ西側で西壁・北壁の一部を確認した。SD029に切られる。東西方向が3.6mの隅丸方形の竪穴建物で、主軸方向は不明である。床面は平坦でたたき状に硬く、壁高は8cmを測り、緩やかな壁面をなす。調査範囲では付属する施設は確認されなかった。

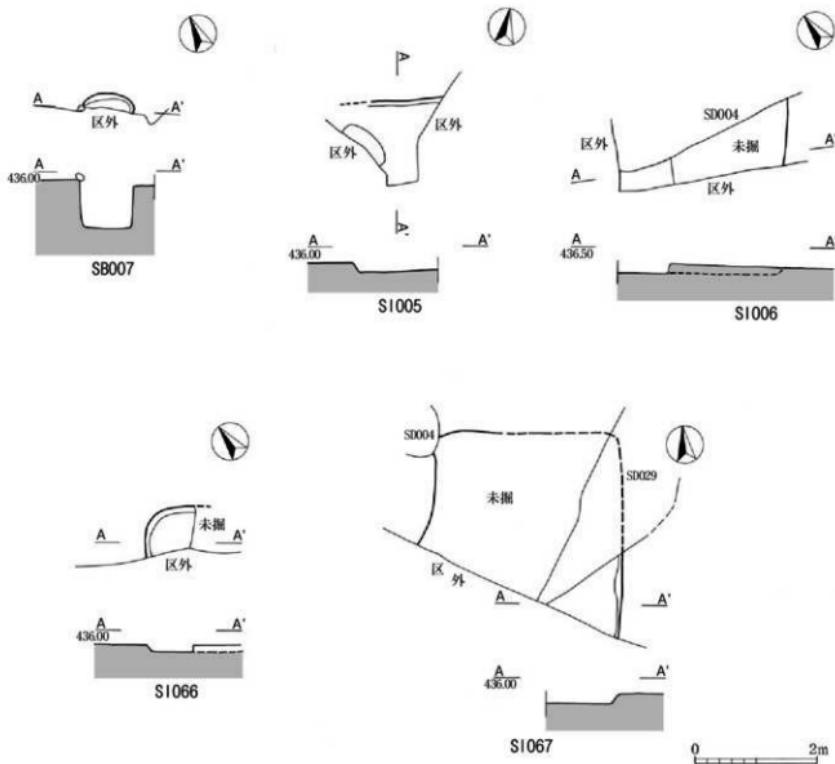


図 49 SB007、SI005・006・066・067

出土遺物は須恵器圓足圓面鏡の破片（53-1）と土師器片がある。

時期は切り合い関係から古墳時代に位置づく可能性が高い。

#### ⑪ SK010（土坑）（図50）

南東壁際トレンチで検出した土坑で、全体を調査した。54×70cmの楕円形を呈し、深さは34cmを測る。断面形は逆台形を呈する。

出土遺物は土師器片がある。

時期は不明である。

#### ⑫ SK011（土坑）（図50）

北西壁際トレンチで検出した土坑で、トレンチに係る部分のみ掘り下げた。南側は平安時代のSD004に切られる。南東・北西方向の規模が90cm、深さは21cmを測る。断面形は皿状を呈する。

出土遺物はない。

時期は切り合い関係より平安時代以前が考えられる。

#### ⑬ SK012（土坑）（図50）

北西壁際トレンチのDV06で検出した土坑で、大半が調査区外となって一部を調査した。南側は平安時代のSD004に切られる。規模不明で、深さは11cmを測る。断面形は逆台形を呈すると考えられ、断面の土層観察ではV層上面から掘りこまれている。

出土遺物はない。

時期は切り合い関係より平安時代以前が考えられる。

#### ⑭ SP003（柱穴）（図50）

2次調査1区T1の調査でSD027の一部と把握されていたが、今次調査で精査したところ柱穴と判断した。30×42cmの不整楕円形を呈し、深さは22cmを測る。断面形は逆台形を呈する。

出土遺物は土師器甕・黒色土器杯片がある。

時期は不明である。

#### ⑮ SP008（柱穴）（図50）

2次調査1区T1の調査でSD027の一部と把握されていたが、今次調査で精査したところ柱穴と判断した。52×68cmの不整楕円形を呈し、深さは39cmを測る。壁面は途中で稜を持つ。

出土遺物はない。

時期は不明である。

#### ⑯ 土坑・柱穴

北西壁際トレンチの南東側をV層途中まで掘り下げて検出し、把握した遺構である。各遺構の掘り下げ調査は実施していない。7個の土坑・柱穴を検出した。平面形は楕円形を呈し、大きさは様々である。掘り下げなかつたので遺構番号は付していない。

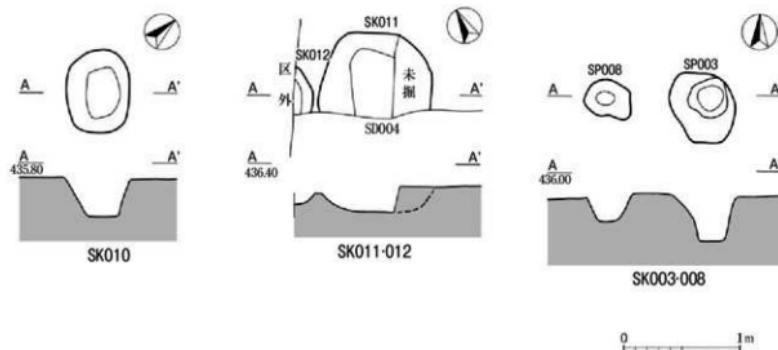


図50 SK010・011・012、SP003・008

## (4) 遺構外出土遺物

## ① IV層出土遺物（図53）

層位ごとに提示する。IV層からは、須恵器杯A(53-3)、黒色土器椀(53-4)、灰釉陶器長頸壺(53-5)・灰釉陶器椀(53-6～8)、弥生時代中期北原式土器の壺(53-9・10)・甕(53-11)がある。灰釉陶器椀(53-6)は硯に転用している。先行する弥生時代の遺物を除くと、9～10世紀に位置づき、図化できない破片資料も同様の時期となる。

## ② V層出土遺物（図53）

V層からは、須恵器杯A(53-12)・杯B(53-13)がある。

國化資料は9世紀に位置づき、図化できない破片資料は須恵器杯・蓋・甕が多く、同様の位置づけができる。他に、古墳時代の土師器や土師器黒色土器杯・灰釉陶器もある。

## ③ 層位不明（図53）

層位が不明な出土遺物は、須恵器甕(53-14～18)がある。

## (5) 小結

郡衙北限溝(SD009)を再調査し、未掘範囲の一部については掘り下げて状況を確認した。出土遺物より掘削時期(8世紀前後)や埋没時期(10世紀前後)に関する情報を得られた。また、南東側(2次調査2区)と比較して出土遺物が少ないという特徴をあらためて確認した。郡衙に係わる遺構は柱穴の一部としたSB007があるので、溝の周辺には関連する遺構がほとんどない。

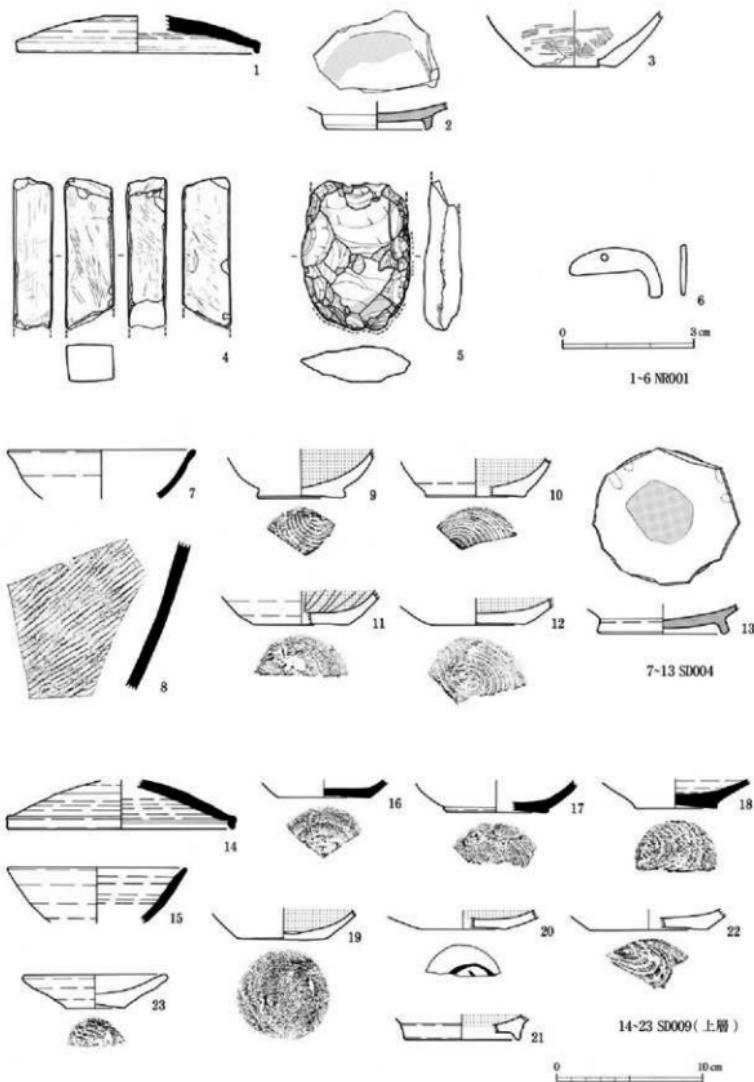


図 51 101 次調査出土遺物 (1)

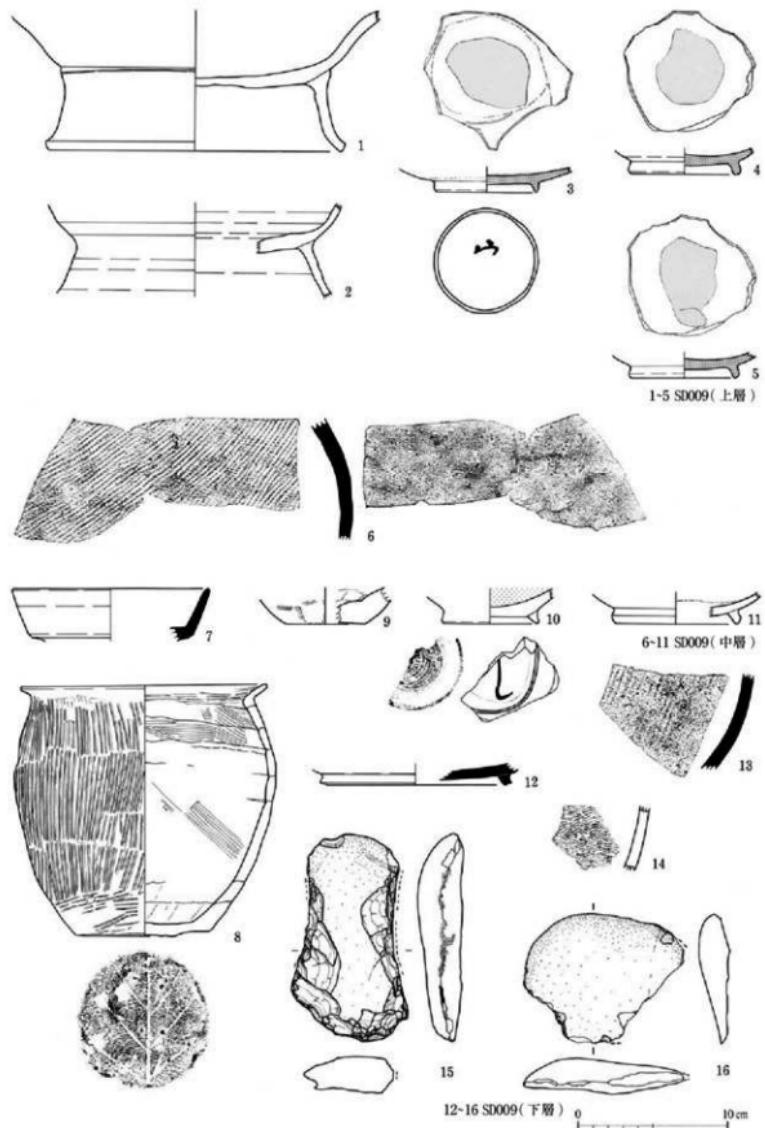


図 52 101 次調査出土遺物 (2)

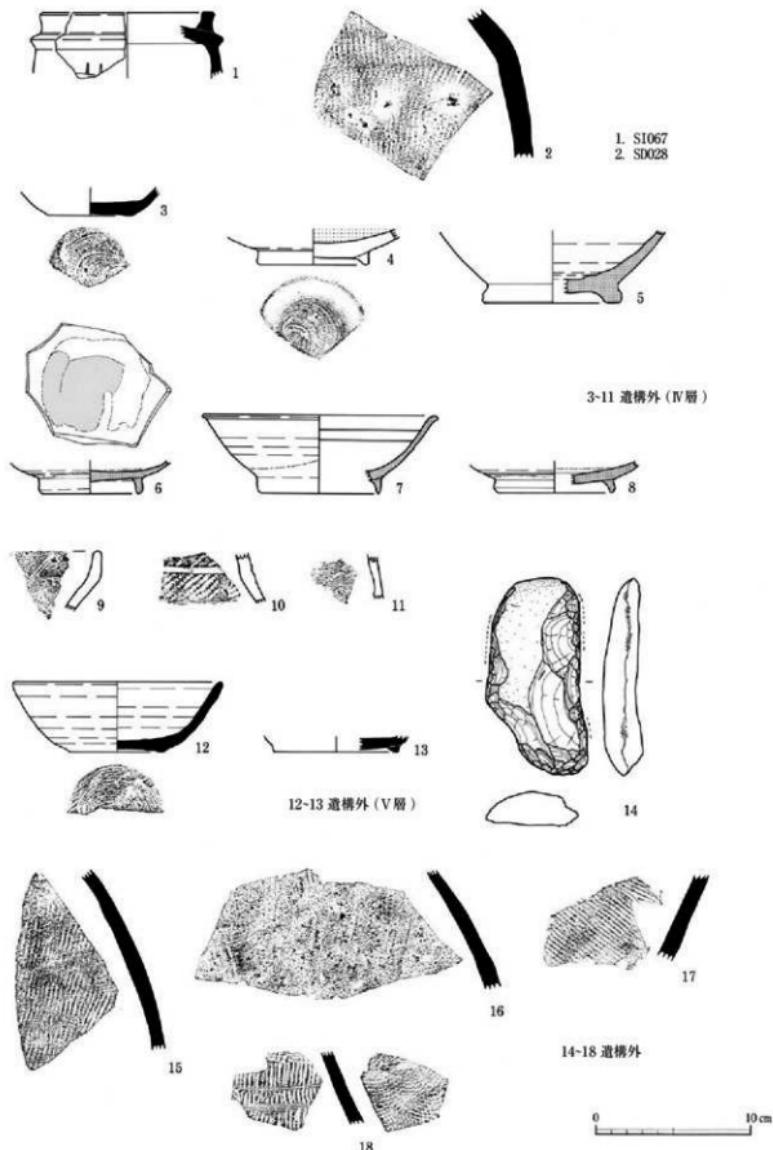


図 53 101 次調査出土遺物 (3)



101次調査地点遠景（北東から）



101次調査地点近景（南東から）



101次調査地点近景（北東から）



101次調査地点と恒川遺跡群（斜め上空北東から）



101次調査地点（斜め上空北東から）



NR001（南東から）



SS002（南東から）



上層全景（北西から）



SD004-SI006 (北西から)



SD009 埋土上層疊出土状況  
(北西から)



SD009 土層堆積状況  
(北西壁)



SD009（東から）



SD009（北西から）





SI005



SI066



SI067



調査区内 SK・SP



基本層序（南東壁）



2次調査2区 (SD009)



2次調査2区 (SD009)



2次調査2区 (SD009)



2次調査2区 (SD009)



2次調査2区 (SD009)



2次調査2区 (T3)



2次調査2区 (SD009)



90次調査 (SD009)



101次調査 (SD009)



101次調査 (SD009)



101次調査 (転用硯)



101次調査 (SD009)



101次調査 (SD009)



101次調査 (SI067)



101次調査 (NR001)

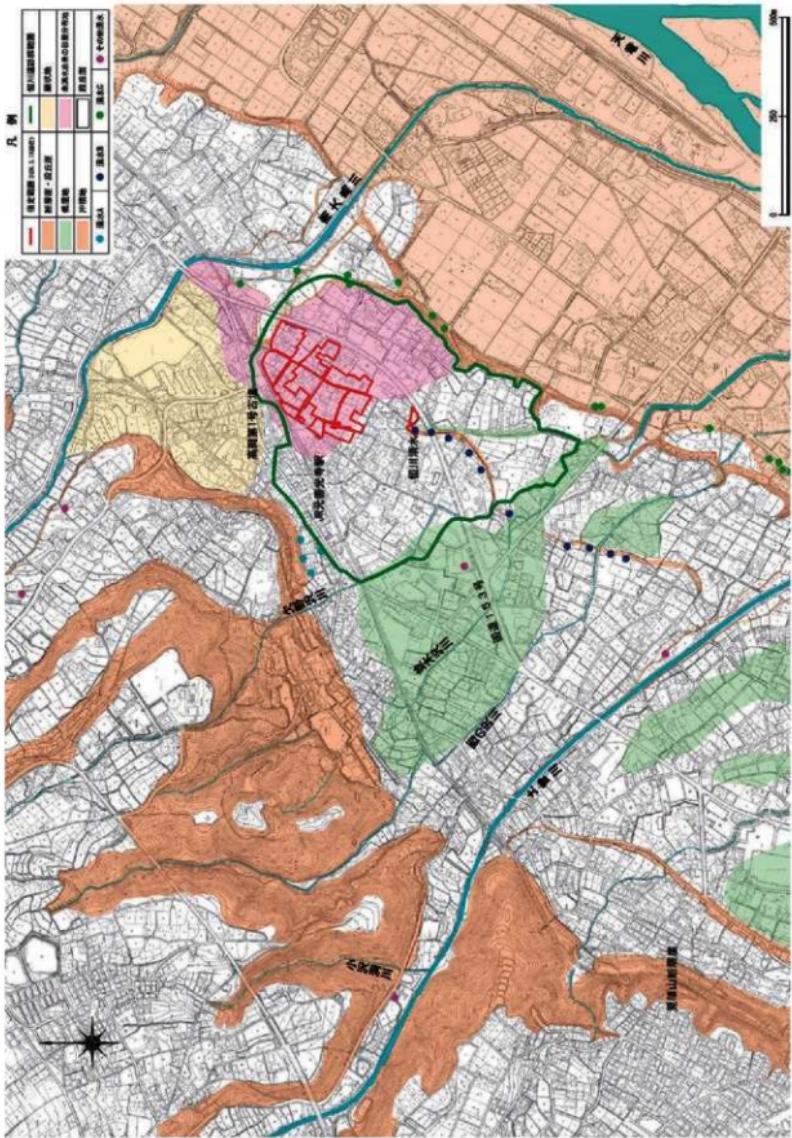


図 54 恒川遺跡群周辺の地形

## 第IV章 まとめ

郡衙北限溝（SD009）は、1次調査で初めて調査され、続く2次調査（1区・2区）で北西方向に延びていることを確認し、郡衙域の北端を横断する溝であることが確定した。その後も2次調査2区の北西隣接地で90次調査、2次調査1区の一部を面的に広げて101次調査として再調査した。これらの調査により、溝の延長約130mと周辺の状況が明らかとなった。ここでは、調査で得られた成果・課題を整理し、正倉院北側エリアの保存整備の方向性を示してまとめとする。

### 第1節 郡衙北限溝（SD009）について

#### 1. 立地（図54）

恒川遺跡群が立地する天竜川右岸は、段丘と断層崖が階段状に連なり、それらが天竜川支流河川の浸食谷によって分断された地形が多くみられる。遺跡は南北に延びる断層崖東側の低位の段丘面に位置し、北東を南大島川、南西を土曾川で区切られている。

現在の南大島川は遺跡の北端より約300m北側の高森町との境を一部迂回して流れているが、元の川筋はSD009の北側であった。現況は、周辺との比高差約2.5mの窪地が幅40～50mで東西方向に広がっており、遺跡より北西にある扇尖部から東へ続く旧河道としての姿を残している。

SD009より北側はそのまま旧河道の底部へ続く傾斜面となる。現況では、その後の土地利用の影響で一部は埋め立てや削平の影響を受けて当時の地形が分かりづらくなっている。90次調査・101次調査（2次調査1区）では溝より北側も調査しており、特に101次調査では造成範囲の一部を地山面まで掘り下げ、長さ7mの範囲で最大2m落ち込む傾斜した地形を確認している。東側の90次、2次調査2区は住宅地や畠地となって原地形をほとんど留めていないが、それぞれの北端では窪地へ向かって緩く傾斜した地形をみることができる。

SD009は郡衙に関わる遺構としては最北端に位置し、北側へ傾斜する地形の変換点に沿って意図的に掘削されている。

#### 2. 規模（図55）

SD009は、断続的ではあるが東西方向に延びる約130mの長さを確認している。方向はおよそN65°W前後である。

溝幅は1.6～2.8m、検出面からの深さは0.4～0.8mを測り、断面形は逆台形である。西側（2次1区・101次）が幅2.2～3m、深さ0.6～0.8mと広く深く、東側（2次2区・90次）が幅1.6～2.2m、深さ0.4～0.8mと狭くやや浅かったが、東側の状況は後世の耕作による削平の影響も反映されている。溝の規模としては西側の状況が参考となる。

溝の底面には水流の痕跡は見られず、埋土は場所によって多少異なるが、およそ1～5層の自然堆積の様相を示し、途中の改修痕跡はなかった。

溝の両側には土壠や欄列のような付随する遺構はなく、溝だけが掘られていたと考えられる。



図 55 伊那郡衙関連遺構（北側）分布図

SD009 の東西の端部がどのように延伸していくかが溝の性格を考えるうえで重要になってくるが、調査範囲南西端（2次1区T4）では南へやや曲がりはじめる様相を示し、そのまま南進する可能性が高い。もう一方の調査範囲南東端（1次）についてもさらに延伸すると考えられるが、推定される延伸範囲の周辺にある2次調査3区・4区では関連する溝の痕跡が確認されておらず、屈曲する地点は2次調査3区・4区の前後が考えられる。

### 3. 遺物の出土状況（図56-57）

SD009 の埋土中からは全体的に遺物が出土しているが、南東側からの出土量が多く北西側は少ないという地点による量的な差異がみられる。

南東側における遺物出土の中心は2次調査2区からであり、8～9世紀末にかけての須恵器杯A・B、蓋、甕、長頸壺、土師器長胴甕、杯A、盤、壺、高杯、灰釉陶器椀等の食器、煮沸具、貯蔵具として使われた多種多様な土器類が出土し、8世紀代のものが中心である。これらは埋土の1・2層からの出土が中心である。その他、圓足円面硯（3点 内1点は溝外）や、底部へ「信」が墨書きされた須恵器杯B等の郡衙施設との関連が想定される遺物が出土している。炭化穀類はなかった。

北西側の101次調査区（2次1区）からは9～10世紀にかけての須恵器杯A・B、蓋、甕、土師器甕、杯A、灰釉陶器椀等が出土しており、時期は9世紀後半が中心である。これらは埋土1・2層からの出土が中心である。灰釉陶器類（3点）は観に転用されたものである。その他、溝外ではあるが、付近からは転用硯や圓足円面硯、鎧金具の銅製丸柄等の官衙関連遺物が出土している。炭化穀類はなかった。

溝が確認された範囲の埋土中からは、投棄されたと考えられる花崗岩を主体とする礫群が出土しており、同じ位の層位で出土した土器類も同様に廃棄されたものと考えられる。

南東側（2次2区）では食器類が多く出土しているが、このことは近くに「厨家」施設が存在する可能性を示しており、溝の南側に位置する竪穴建物や掘立柱建物が調査された22次調査区を想定している。また、溝内より出土している圓足円面硯について、22次調査区（厨家）周辺から出土するものと共通した特徴（表面に凸帯がない）をもつことから、厨家施設で使われたものが溝の南東側へ廃棄された事を裏付けている。溝内の出土遺物の時期より、8世紀前半には溝の南東側での廃棄が始まり、9世紀末ごろまで行われていたことが想定され、厨家が機能していた時期を通じてここが廃棄の場所であったといえる。

北西側（101次・2次1区）は遺物の出土量が少なく、時期も新相の9世紀後半が主体である点で南東側と様相が異なる。ここであり方は、南東側で行われていた廃棄が9世紀後半より場所を西側まで広げて行われるようになった可能性と、厨家（22次）とは別の場所からの廃棄が行われた可能性が考えられる。後者の可能性について、溝内外より出土した硯類の様相（表面に凸帯を伴う圓足円面硯や転用硯（灰釉陶器）が出土）が南東側と異なり、南に位置する73次調査地点での様相（表面に凸帯を伴う圓足円面硯と転用硯（須恵器）が出土）と似ている。ここでは周辺の建物と棟方向を同じくする側柱建物1棟を確認しており、何らかの施設（厨家若しくは館）の存在が想定される。溝北西側での遺物の出土は、この辺りの施設からの廃棄が考えられる。

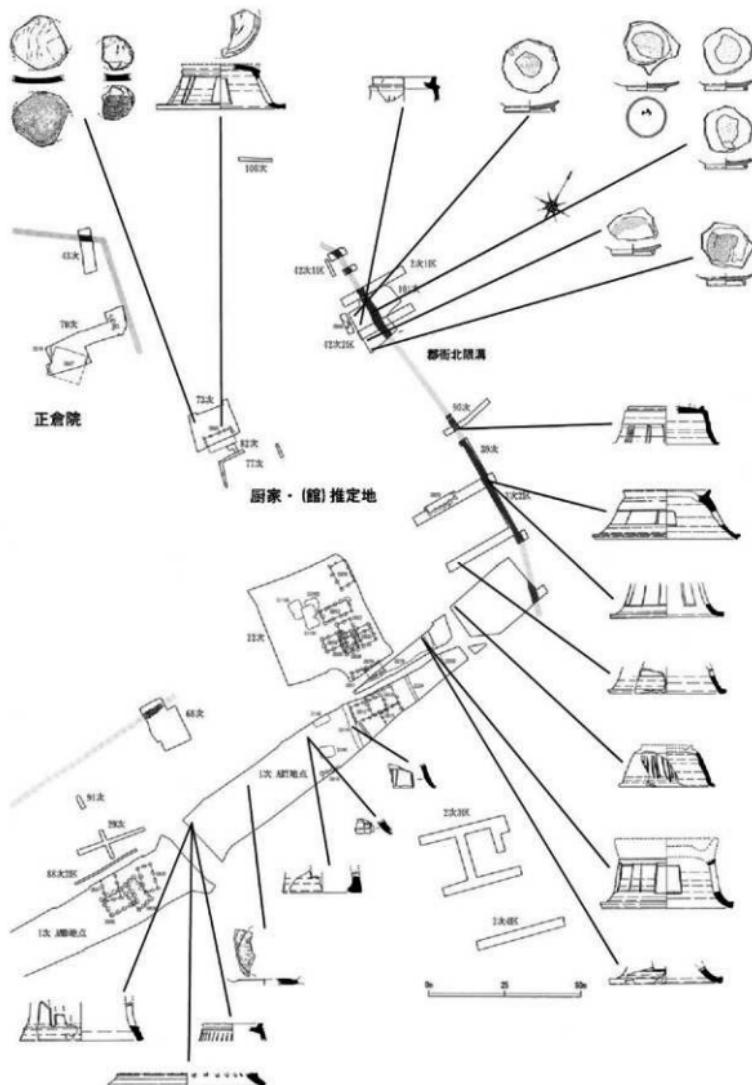


図 56 官衙関連遺物（陶硯）分布図

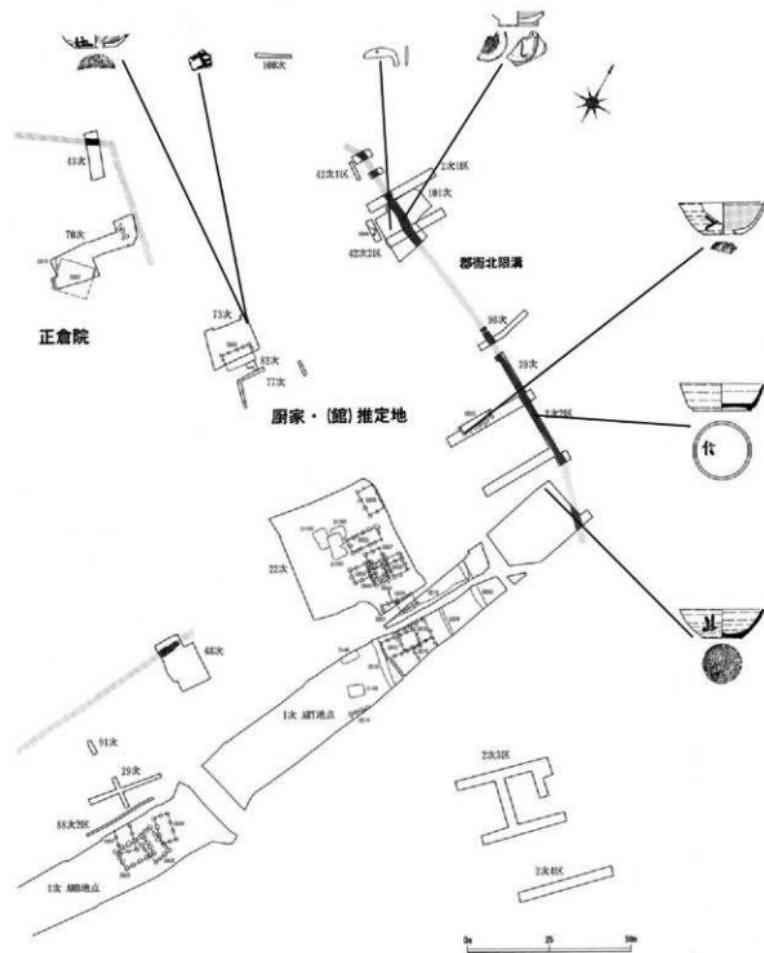


図 57 官衙関連遺物（墨書き土器等）出土分布図

#### 4. 溝の掘削時期とその廃絶時期

SD009の掘削時期は、1次調査で確認した6世紀末の竪穴建物(SI33)との重複関係や、2次調査2区における埋土より出土した8世紀を中心とした廃棄遺物で最も古相を示すものが8世紀初頭であることから、7世紀代が考えられる。

7世紀代の伊那郡衙に関連する遺構は、厨家に関連する竈屋であるSI161（7世紀末）、正倉院Ⅰ期（7世紀後半）の建物群（SB08・09・12）がある。7世紀後半～末頃は郡衙施設が整いつつある時期であり、SD009も伊那郡衙における初期の施設の一つといえる。

溝内の状況は、南東側（2次2区）で1～3層、北西側（2次1区・101次）で1～5層の埋土がレンズ状に堆積する自然堆積の様相を示し、一時期に埋め戻された痕跡は見られなかった。

埋土内の出土遺物より、南東側では8世紀初頭から土器類の廃棄が始まり、9世紀末まで継続的に行われていたことが考えられる。一方、北西側では9世紀後半を中心とした土器の廃棄がみられ、10世紀代まで続いている。

7世紀後半に掘られた溝は、8世紀に入る頃には早くも役割を終えて廃絶されている可能性が高い。廃絶後は溝内が徐々に埋まる中、南東側へ厨家からの食器類が廃棄され、北西側も9世紀頃から10世紀前半にかけて、周辺施設からの廃棄場所になったと考えられる。

## 5. 郡衙北限溝（SD009）の性格

郡衙域の中には、SD009の他に施設を区画する溝として正倉院を開堀する正倉区画溝がある。現状では南辺がほぼ判明し、その他の3辺での調査結果より全体規模は台形状を想定している。溝の規模は幅3m前後、深さ0.3～0.9mを測り、埋土の精査より溝の改修や炭化穀類の出土がみられた。それに対しSD009の幅は2.3m前後、深さ0.4～0.8mを測り、溝の改修や炭化穀類の出土はみられなかった。規模的には正倉区画溝よりも幅が狭く、埋土の状況も異なることから、SD009は正倉区画溝と性質の異なる溝であるといえる。

SD009は正倉区画溝より溝の幅が狭いが、北側の傾斜地際を約130m横断しており、区画を意識した溝といえる。溝の内側（南側）には掘立柱建物や竪穴建物等を伴う厨家（館）等（1・22次）の施設があるが、その周辺で確認されている溝（SD03・04・18・19）は幅が1m前後と狭く、個々の建物を区画する溝である。他にSD009と連続するような溝が確認されていない点や、溝の継続期間（7世紀後半～8世紀前半）が短い点等から、SD009が特定の施設を区画していた可能性は低く、他の役割を考えられる。

正倉区画溝以外で区画を意識した溝をもつ郡衙の事例としては、陸奥国亘理郡衙である三十三間堂官衙遺跡（宮城県）、上野国新田郡衙である天良七堂遺跡（群馬県）、近江国栗太郡衙である岡遺跡（滋賀県栗東市）等が挙げられる。亘理郡衙では、郡庁院や館・曹司の施設を囲む幅2m前後の溝が確認されており、郡庁院を含む周辺施設群を区画する役割をもつと考えられている（宮城県亘理町教委 2016）。新田郡衙では、初期段階（7世紀後半～8世紀前半）に郡庁域や正倉域、その他の官衙施設をその外側で取り囲む溝（外郭溝）が（群馬県太田市教委 2019）、栗太郡衙でも郡庁や正倉院等の施設の外側に掘られた溝が確認（滋賀県栗東町教委 1990）されている。これらの溝は各郡衙の範囲を区画し、正倉区画溝より幅が狭い点で共通している。

伊那郡衙におけるSD009のあり方は、成立時の一時期に機能した新田郡衙の外郭溝と似ており、その役割は郡衙の領域を示すための溝と考えられる。現在溝が確認されている北辺では、溝の外側（北側）で郡衙に関連する施設が確認されておらず、この地点が郡衙の北限を示すといえる。溝はさらに郡衙域周辺へ延伸し、それによって伊那郡衙の領域が示されていたと考えられる。

## 6. 郡衙北限溝（SD009）がもつ重要性

### (1) 伊那郡衙成立時の遺構

SD009の設置時期は7世紀後半であり、確認された伊那郡衙成立時の数少ない施設の一つである。溝は郡衙域全体を囲むと考えられ、その範囲が成立時の郡衙域を示し、域内での初期郡衙の配置を考えるうえで非常に重要な遺構である。現在確認されている溝の範囲は北辺に位置し、溝より北側には関連施設がみられないことから、郡衙成立段階よりこの地点が郡衙の北限であることを示している。埋土の出土遺物より8世紀前半には土器の廃棄が始ままり、設置から比較的短い期間で廃絶されていることが推定でき、施設配置の変遷の一端を知ることができる。

### (2) 溝への廃棄遺物にみる郡衙施設の様相

溝の埋土からは周辺の郡衙施設から廃棄された多くの遺物が出土しており、様々な情報を提供している。

南東側（2次2区・90次）では、食器、煮沸具、貯蔵具等の8世紀代を中心とした8世紀前半から9世紀末にかけての土器類や陶瓶が出土しており、付近での厨家の存在を示唆するとともに、その廃棄場所としての様相を見ることができる。

北西側（2次1区・101次）では、南西側と比較して出土量が少量で、新相を示す9世紀後半を中心とした9世紀から10世紀後半までの杯類等の遺物が出土している。SD009の中で南東側と北西側とでは廃棄された遺物の量や時期が異なる事が大きな特徴であり、その中でも郡衙を象徴する遺物である硯について、北西側では陶硯以外に灰釉陶器の転用硯が6点出土している点（図56）が特筆される。これらの転用硯の時期は9世紀末から10世紀前半のもので、溝の埋土上層や溝に近接した場所から出土したものである。該期は郡衙の終末段階の時期であり、文書実務を示す硯類の出土は、郡衙としての機能が終末段階まで継続していることや、周辺に該期の施設が存在する可能性を示唆しており、情報が少ない終末段階の郡衙の様相を考えるうえで重要な意味をもつものである。

## 第2節 正倉院北側エリアの保存整備

正倉院北側エリアは、史跡恒川官衙遺跡の北側に位置し、市道2-63号（高岡河原線）より北東側の座光寺16号線やそこから分岐する市道（座光寺17号線・18号線）を含む範囲（図58）である。整備は「史跡恒川官衙遺跡整備基本計画」に沿って進め、具体的な整備内容については、これまでに実施した発掘調査の成果を活かし、適切な方法により進めていく。

### 1. 正倉院北側エリアの整備（図59）

当該エリアの現況はほとんどが住宅地として利用されており、畠地・果樹園が僅かに点在する場所である。郡衙北限溝が調査された範囲も一部は住宅地となっているが、90次調査区の一部及び2次調査1区、101次調査区は公有地化しており、この地点について確認された遺構を確実に保存継承し、整備を行う。

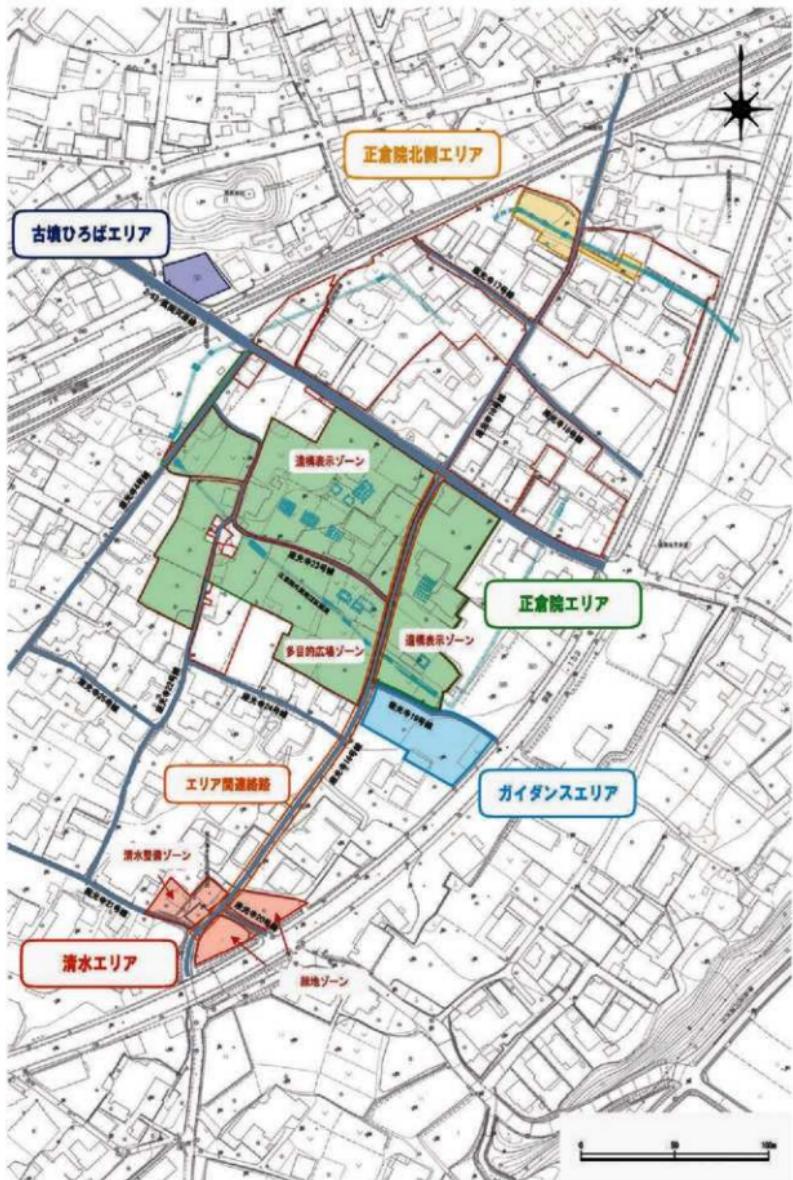


図 58 整備計画対象地のゾーニング

SD009は、広大な敷地をもつ古代伊那都衙の北端に位置する重要な都衙関連施設の一つである。これを整備することにより南端の清水エリアも含めて伊那都衙の広さを訪れる人に実感してもらい、史跡の存在と価値を広く周知させるものである。

整備の範囲は、西側の101次（2次1区）調査地点（720m<sup>2</sup>）と、東側の90次調査地点（180m<sup>2</sup>）の2箇所である。現状地盤から遺構確認面までは60～80cmで、整備による遺構保存への影響はなく、改めての盛土は行わない。現地表面には芝を張り、SD009が確認された場所には砂利を敷いて平面表示を施し、両地点には史跡説明板を各1基設置する。西側整備箇所では隣接する住宅との境界に目隠しフェンスを設置し、北面の傾斜部に対する法面整形を行う。

掘削を伴う史跡説明板及び目隠しフェンスの設置に対しては、調査時に確認した遺構の配置や遺構確認面までの深度を考慮し、遺構面が保護される工法で行う。また、西側整備箇所の北面傾斜部で行う造成工事は遺構が確認されていない範囲であるため、地下に及ぼす影響は軽微である。

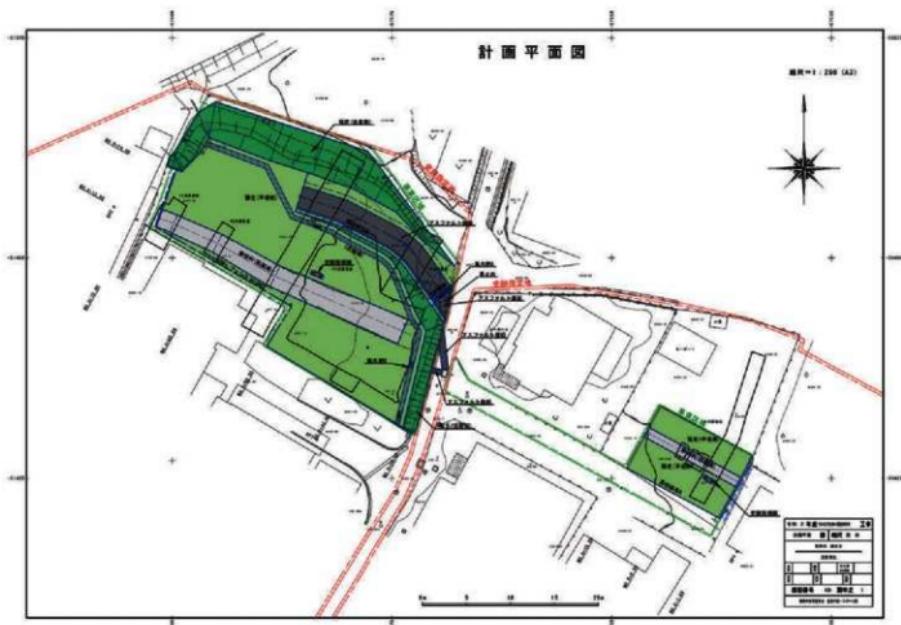


図 59 正倉院北側エリア公園整備計画図

#### 【引用・参考文献】

- 下伊那誌編纂会 1961 「下伊那史」第四卷  
下伊那地質誌編集委員会 1976 「下伊那の地質解説」  
滋賀県栗東町教育委員会 1990 「岡遺跡発掘調査報告書 1次 2次 3次調査」  
飯田市教育委員会 1997 「黒田大明神原遺跡」  
飯田市教育委員会 1998 「美女遺跡」  
飯田市教育委員会 1999A 「大門原遺跡」  
飯田市教育委員会 1999B 「座光寺中島遺跡」  
飯田市教育委員会 2000 「半の木遺跡」  
飯田市教育委員会 2011 「南本城城跡」  
飯田市教育委員会 2012 「飯田古墳群」  
飯田市教育委員会 2015 「飯田市史跡 座光寺の石川除 確認調査報告書」  
宮城県亘理町教育委員会 2016 「国史跡 三十三間堂官衙遺跡」  
飯田市教育委員会 2016 「史跡恒川官衙遺跡保存活用計画」  
飯田市教育委員会 2018A 「史跡恒川官衙遺跡整備基本計画」  
飯田市教育委員会 2018B 「中羽場遺跡」  
群馬県太田市教育委員会 2019 「史跡上野国新田郡家跡」

#### 【恒川遺跡群既刊報告書】

- 飯田市教育委員会 1986 「恒川遺跡群」  
飯田市教育委員会 1983 「恒川遺跡群 昭和 57 年度範囲確認調査概報」  
飯田市教育委員会 1997 「恒川遺跡群 薬師垣外遺跡・市内遺跡 平成 8 年度市内遺跡緊急調査概報」  
飯田市教育委員会 1999 「恒川遺跡群薬師垣外遺跡 宮垣外遺跡 平成 10 年度市内遺跡緊急調査概要報告書」  
飯田市教育委員会 2005 「恒川遺跡群—遺物編その 1 (古代・中世) 一」  
飯田市教育委員会 2007 「恒川遺跡群 官衙編」  
飯田市教育委員会 2013 「恒川遺跡群 総括編」  
飯田市教育委員会 2019 「史跡恒川官衙遺跡 恒川遺跡群 恒川清水及びその周辺における発掘調査報告書」

## 報告書抄録

ふりがな	しせきごんがかんがいせき ごんがいせきぐん						
書名	史跡恒川官衙遺跡 恒川遺跡群						
副書名	郡衙北限溝及びその周辺における発掘調査報告書						
編著者名	山下 誠一 坂井 勇雄						
編集機関	長野県飯田市教育委員会						
所在地	〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地 Tel 0265-22-4511 Fax 0265-22-7969						
発行年月日	2021年3月31日						
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コード	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号		○ ○ ○	○ ○ ○			
恒川遺跡群 (2次1区)	長野県飯田市 座光寺4767-8	2020.5.38	35° 21' 06"	137° 51' 54"	1983.03.03 ～ 1983.03.31	139m <sup>2</sup> 233.9m <sup>2</sup>	保存目的調査
(2次2区)	座光寺4824-2		35° 21' 05"	137° 51' 57"	1996.06.28 ～ 1996.06.29	6.4m <sup>2</sup>	緊急発掘調査
恒川遺跡群 (39次)	長野県飯田市 座光寺4824-2		35° 21' 05"	137° 51' 57"	1998.12.07 ～ 1998.12.15	17.2m <sup>2</sup>	緊急発掘調査
恒川遺跡群 (42次)	長野県飯田市 座光寺4767-7		35° 21' 06"	137° 51' 54"	2015.09.29 ～ 2015.11.27	34.7m <sup>2</sup>	保存目的調査
恒川遺跡群 (90次)	長野県飯田市 座光寺4817-1		35° 21' 05"	137° 51' 56"	2019.04.25 ～ 2019.07.10	上層 181.9m <sup>2</sup> 下層 167.9m <sup>2</sup>	保存目的調査
恒川遺跡群 (101次)	長野県飯田市 座光寺4767-8		35° 21' 06"	137° 51' 54"			
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
恒川遺跡群	官衙	奈良時代 平安時代	郡衙北限溝 (奈良～平安時代)	土師器・須恵器・灰釉陶器 (奈良～平安時代) 陶硯 (奈良～平安時代) 銅製丸鞘 (奈良～平安時代)	伊那郡衙の領域を示す溝とその周辺を調査した。		
要約	2次・39次・42次・90次・101次調査で郡衙城の北限で東西に延びる溝（SD009）と周辺の状況を確認した。溝は7世紀後半に掘削された初期の郡衙施設の一つであるが、8世紀前半には廃絶され、10世紀前半まで周辺施設（厨家・館）の土器の廃棄場所となった。調査で得られた情報や他の類例から「郡衙の領域を示す溝」としての性格が考えられる。						

---

**史跡恒川官衙遺跡 恒川遺跡群**  
郡衙北限溝及びその周辺における発掘調査報告書

2021年3月31日 発行

編集・発行 長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市教育委員会

印 刷 杉 本 印 刷 株 式 会 社

---